個人投資家が外国の有価証券等に 投資する場合の国際的な二重課税 調整制度に関する調査研究

調査対象国別報告書(1) United Kingdom

平成 29 年 3 月 31 日

目次

国際的二重課税調整の概要	3
直接投資	4
外国税額控除	4
租税条約	7
法人型事業体による投資	8
外国税額控除	8
投資家への影響	8
パートナーシップによる投資	
外国税額控除	
投資信託(ミューチュアル・ファンド)	
オフショアファンド	
報告ファンドと非レポーティングファンド	10
外国税額控除	10
オフショアカンパニー	
資産の国外移転に関する規制	
外国税額控除	11
その他の論点	
非居住者および投資収入	
別表1-英国と二重課税調整に関する租税条約を締結している国々の源泉税の限度税率	13
別表 2 – 2007年 所得税法 セクション 720	19

国際的二重課税調整の概要

この報告書では、英国居住者である個人の租税債務の確定にあたって、投資所得に係る外国税額の控除方法について記載しています。

個人の場合、英国における課税関係は居住地とドミサイルに基づいて決定されます。英国の居住地は英国における現住性によって決まり、ドミサイルは家系や国とのつながりに基づいて決められます。所得に係る課税関係は、当該個人の居住地およびドミサイルによって異なります。本レポートでは、英国に居住地およびドミサイルを有する個人の課税関係を説明しています。当該個人は、全世界所得に対して英国で課税されることになります。

以下では、配当および利子に係る国際二重課税を調整するにあたって、利用可能な方法および制限について説明しています。

一部の国では、法人が支払った法人税額のインピュテーション方式による控除を認めており、また適格配当の概念が存在していると理解しています。英国に居住する個人は、インピュテーション方式による法人税額の控除は認められていません。二重課税の調整は、個人自身または個人を代理して支払われた外国税、または支払時に源泉徴収された外国税に対してのみ適用されます。通常、出資を受けた法人によって支払われた法人税については、直接税額控除は適用されません。

また、以下では個人が様々な組織体を通じて投資を行う場合における、税務上の取扱いについても説明しています。

英国には投資ファンドを通じて稼得する国外所得に適用される特別の制度が存在します。本レポートでは、それらの投資ファンドにおける投資所得に係る課税上の取扱いと、支払われた外国税の調整方法についても詳述しています。

直接投資

株式や利付投資等の直接投資を保有する個人は、配当と利子に関する英国の法律に従って課税されます。

英国の配当および利子に対する課税は以下のとおりです。

配当

配当所得のうち最初の 5,000 ポンド		0%
基準レート	11,001 ポンド ~ 43,000 ポンド	7.5%
超過レート	43,001 ポンド ~150,000 ポンド	32.5%
追加レート	150,000 ポンド超	38.1%

利子

基準レートによる納税者の場合は 1,000 ポンド、超過税率による納税者の場合は 500 ポンドが所得控除される						
基準レート	11,001 ポンド ~ 43,000 ポンド	20%				
超過レート	43,001 ポンド ~150,000 ポンド	40%				
追加レート	150,000 ポンド超	45%				

所得の源泉が国外保有投資である場合、既に自国以外の税管轄区域で納付された税額を控除することができます。これは外国税額控除として知られていますが、租税条約の規定により制限される可能性があります。税額控除は、個人が必要な確定申告を行う際に適用されますが、英国歳入関税庁(HMRC)から外国税の還付を受けることはできません。

租税条約による規定がある場合、または英国においてより低い税率で課税されている場合には、外国税額控除額は字際に支払われた外国税額よりも低くなることがあります。

外国税額控除

外国税額控除は、次の基準が満たされている場合にのみ請求することができます。

- 個人が英国における税務上の居住者であること
- 国外所得がその国の法律によって適切に課税されていること
- 外国税額控除額が、同じ所得または利益項目に対して課される英国所得税額を超過していないこと

もし租税条約が存在する場合には、外国税額控除額は条約に定める限度額が上限とされます。また、いずれの場合においても、 控除税額は英国所得税額またはキャピタルゲイン税額が上限となります。

外国税額に対する二重課税調整の方法には主に二つの方法、すなわち税額控除方式と所得控除方式があります。これらの方法について以下ご説明します。

税額控除方式

英国所得税の計算においては、国外所得を含めた税引前の所得総額に対する英国所得税額から外国税額が直接控除されます。以下の設例において、利子および配当所得に係る取扱いをご説明します。

利子

- ・ 個人が税引前 100 ポンドの利子を受け取る
- ・ 15 ポンド相当の外国税が控除されている
- ・ 英国所得税は個人が基本レートによる納税者である場合と同じ項目について 20 ポンドと計算される
- ・ 支払われた外国税が、支払うべき英国所得税よりも少ないので、15ポンド分の外国税額控除が適用される

英国税額	5
外国税額控除額	(15)
負担税額	20
@20%	(20)
課税所得	100
	£

外国税額が英国税額以下であるため、満額の外国税額控除が適用されます。

配当

- ・ 個人が税引前 6,000 ポンドの配当を受け取る
- ・ 600 ポンド相当の外国税が控除されている
- ・ 英国所得税は個人が基本レートによる納税者であるとして、最初の 5,000 ポンドは課税免除、残額について 7.5%の 税率により計算される
- 支払われた外国税が、英国所得税額よりも多いので、75 ポンド分の外国税額控除が適用される

英国税額	0
外国税額控除額	(75)
負担税額	75
1,000 ポンド @ 7.5%	75
5,000 ポンド @0%	0
課税所得	6,000
	£

外国税額が英国税額を超えているため、控除税額は英国税額相当が上限となります。外国税額控除には繰越しおよび繰戻しの規定がないことから、当該超過分については控除を受けられないことになります。

所得控除方式

支払った外国税額は、英国所得税額からの直接税額控除に代えて、英国所得税の課税標準に含まれる国外所得から控除することも認められます。

時として税額控除方式ではなく所得控除方式の方が有利な場合があります。例えば、納税者が純損失の状態にあり外国税額 控除の対象となる英国所得税額がない場合、また、所得が配当所得の最初の 5,000 ポンド以内であり英国の課税がない場合 等です。そのような場合において、外国税額は経費として控除することができます。

以下の設例において、利子および配当の場合における取扱いをご説明します。

利子

- ・ 個人が税引前 100 ポンドの利子を受け取る
- ・ 15 ポンド相当の外国税が控除されている
- 英国所得税は個人が基本レートによる納税者である場合と同じ項目について20ポンドと計算される
- ・ 15 ポンド分の外国税額が所得控除される

	£
収入	100
外国税額の所得控除	(15)
課税所得	85
@20%	(17)
英国税額	17

配当

- ・ 個人は税引前で 6,000 ポンドの配当を受け取る
- ・ 1,000 ポンド相当の外国税が控除された
- ・ 英国所得税は個人が基本レートによる納税者であるとして、最初の 5,000 ポンドは課税免除、残額について 7.5%の 税率により計算される
- 1,000 ポンド分の外国税額が所得控除される

収入	6,000
外国税額の損金算算入	(1,000)
課税所得	5,000
£5,000 @0%	0
英国税額	o

租税条約

英国は 130 ヵ国以上の国々と租税条約を締結しているため、多くの場合において、英国との租税条約が影響を及ぼす可能性があります。

別表 1 では、英国の税制と租税条約との適用関係の例が示されています。多くの国外源泉所得について、満額の外国税額控除が認められるわけではないことは明らかです。条約の規定する内容に応じ、支払われた外国税の一部は調整されないままになることがあります。

しかし、源泉税が過剰に支払われている場合には、国外配当に対する源泉税の還付請求をすることが可能です。これは源泉税額が条約の限度税率を上回った場合にのみ認められます。HMRCに書面を提出することで認められる場合があり、その場合HMRCは適切な申告書に署名し、当該税管轄区域に交付することになります。

たとえば、米国の場合、W-8BENフォームを完成させることで、全額の30%ではなく15%の条約限度税率で配当課税されるようにすることができます。他の国でも同様で、スウェーデンにはSKV3740があり、スイスではs86という書式が存在します。

法人型事業体による投資

個人は、英国居住法人を通じて投資を行うことができ、上記と同様に、これらの投資から配当と利子を受け取ることができます。

これらの投資に対する二重課税調整は、法人において外国税額控除の適用が可能なため、個人に直接影響を及ぼすことはありません。しかし、租税条約と法人が支払う税率によっては制限される可能性があります。

外国税額控除

税額控除は、個人が直接投資を保有している場合と同様、法人が受領する外国配当、利子に適用されます。また、一定の条件を満たす国外配当については課税免除になります。

法人においても、税額控除方式と所得控除方式のいずれかが適用可能です。税額控除方式は英国法人税額を減少させ、所得控除方式は課税所得を減少させることができます。また、租税条約が優先適用されることから、外国税額控除額が減少する可能性があります。税額控除額は法人が支払う税率が上限とされます。

投資家への影響

個人は法人所得税率(20%(2020年より17%に低減))で当該法人の純利益を所得に上乗せするか、配当を受領するかを選択することができます。

純利益を上乗せする場合は、直接投資家が配当および利子を受け取る場合と比較して、より低いレートで所得を増やせるというメリットがあります。また、当該純利益をさらなる投資のために活用することが可能となります。

株主が法人から配当を受け取ることを選択した場合、当該配当収入にはさらに税金が課されます。投資家は、当該配当収入について、上述した配当に対して適用される税率で課税を受けます。

この場合、投資家へ支払われる配当金に対して、国外所得に係る外国税額控除は適用されません。これは、法人が支払った 外国税に対してインピュテーション方式による控除が認められないためです。

パートナーシップによる投資

パートナーシップを通じて投資が実行されることもあり、その場合の取扱いは上述した個人に対するものと同様です。

配分された利益は、それぞれのシェアに応じて個人または法人パートナーにおいて課税されます。つまり、パートナーシップは 英国税務上、導管として取り扱われます。

外国税額控除

パートナーシップにおける国外課税の取扱いは、個人パートナー、法人パートナー、または両方を含むパートナーシップであるかによって異なります。

パートナーシップは導管とされるため、外国税額控除は各個人パートナーの利益配分額に応じて適用されます。二重課税調整の方法は、直接投資と同じように、税額控除方式または所得控除方式のいずれかによります。

法人パートナーも同様に外国税額控除も受けることができます。投資家が所得を認識するためには、利益の分配が行われることが必要です。

ミューチュアル・ファンド

ミューチュアル・ファンドは、多くの投資家から集められた資金で構成される投資事業体です。プールされた資金は信託会社等によって管理され、証券等へ投資されます。

多種類の投資先を通して高レベルな分散投資ができ、投資経費も抑制されることから、多くの投資家にとってミューチュアル・ファンドは魅力的な投資先と捉えられています。

ここでいうミューチュアル・ファンドに該当するためには以下の3つの要件を満たす必要があります。

資産の運用

投資家はファンドの持分を取得、保有するのみであって他にファンドに対して関与することはできませんが、ファンドで発生 した利益または収入を受け取ることになります。

支配

投資家に助言を求めることや、また、投資家が運用に関する指示を出すこと認められません。

売却価値

ファンドを売却することができる現実的な価額が存在しなければいけません。

英国籍ファンド

ファンドが保有する資産の種類に応じて、分配金は配当分配もしくは利子分配とされ、それぞれに Tax Voucher が発行されます。 Tax Voucher により、ファンドが支払う配当分配、利子分配の情報および、ファンドが当年度中に課された源泉税に関する情報も提供されます。

投資家は自己の責任において所得税およびキャピタルゲイン税について HMRC に申告する必要があります。また、投資家がファンドユニットを売却する際に譲渡益が生じる場合においても、キャピタルゲイン税を申告する必要があります。

ファンドが課税事業体であるか非課税事業体であるかにより、ファンドに課された外国税の扱いは異なります。英国籍ファンドの 殆どは課税事業体と位置付けられるものであるため、投資家レベルでの外国税の調整はできません。ただし、ファンドに課され た税がある場合、投資家の受ける利子もしくは配当分配金の金額から直接減額されていることになるため、投資家のうける収益 レベルで負担する税額も当然減額することになります。一方で、パートナーシップ等の非課税事業体として扱われる形態が用いられる場合においては、外国税の負担がある場合に投資家レベルでの調整が可能となります。パートナーシップの場合は、所得は直接投資家に帰属することになる点でも税務上の扱いは異なります。二重課税調整が可能な場合は、税務申告書により手続きすることなります。

個人投資家がファンドユニットを売却する際には、いずれの形態が用いられている場合においても 18%もしくは 20%のキャピタルゲイン課税の対象となります。現行法においてはファンドが受けとる利子については 20%の源泉税が課されるため、投資家の受領する分配時点ではその分が減額されると同時に、同額のタックスクレジットが受けられることになっています。つまり、投資家段階では 20%をこえる税負担がない限り、二重課税は生じないことになります。

ただ、2017年4月5日以降、OEICおよびAUTにおいては、利子に対する20%源泉税は廃止されることになっています。従って、投資家が受取る分配金から源泉税が減額されることはなくなり、またタックスクレジット制度もなくなります。投資家は税務申告を行うことにより納税することになります。

オフショアファンド

オフショアファンドは、主としてミューチュアル・ファンド形態の海外投資事業体です。通常、これらのファンドは国外で管理・支配されることから、英国外の法人居住者として組成されます。

ファンドからの分配は頻繁に行われ、本レポートの冒頭で既に述べたとおり、英国において配当に対する税率で課税されます。

ファンド資産の60%以上が現金、有価証券またはこれらの同等物である場合、ファンドは「投資テスト」を満たさない可能性があります。このテストを満たさない場合、ファンドからの配当は利子として課税されます。

ファンドがレポーティングファンドか非レポーティングファンドかどうかによっても課税関係は異なります。売却時においては、 非レポーティングファンドの場合は利子として扱われ、レポーティングファンドの場合は譲渡所得として課税されます。

レポーティングファンドと非レポーティングファンド

レポーティングファンド

以下の基準を満たした場合には、レポーティングファンドに分類されます:

- 会計帳簿が、国際会計基準または一般に公正妥当と認められた会計慣行に従って作成されている。
- ・ 会計期間ごとに決算され、収益が認識されている
- ・ ファンドは、報告所得に関連する金額について、定期的なレポートを投資家に提出している
- ・ ファンドは、HMRC にレポートを提出している
- ・ 適用されるステータスについて、HMRC に対して申請を行い、受理されている

オフショアレポーティングファンドは、英国税務上、導管として取り扱われます。英国投資家は、毎年、ファンドの報告収入の うち自らの持分に対応する金額の配分を受け、英国において課税を受けることになります。

この収入が分配されているのか、それともファンド内に留保されているのかは関係ありません。ファンドに留保されている場合でも、計算上の分配が投資家に支払われたものとみなされます。投資家における所得区分は、ファンドが行った投資に係る区分と同様になります。従って、ファンドが受け取った利子は投資家においても利子として課税され、ファンドが受け取った配当は投資家においても配当として課税されることになります。

オフショアレポーティングファンドを売却した場合には、譲渡所得課税が行われます。しかし、譲渡所得の計算上、二重課税を調整するために、譲渡対価から既に行われたみなし分配額が控除されることになります。

非レポーティングファンド

ファンドのうち、上記のレポーティングファンドの要件を満たさないものが、非レポーティングファンドとなります。

殆どのオフショア非レポーティングファンドは税務上導管とされないため、課税関係が異なります。英国投資家は、ファンドから分配された所得にのみ課税され、これは非貯蓄性所得とされます。非レポーティングファンドにはみなし分配はありません。

非レポーティングファンドが売却された場合、当該売却益には所得税が課されます(2015/16 課税年度における税率は20%、40%、45%です)。これはオフショアインカムゲインと呼ばれ、投資家が英国居住者である場合にのみ課税対象となります。

投資家が英国に住所を有していない場合は、送金課税が適用可能で、英国内に送金された金額のみを課税対象とすることができます。

外国税額控除

オフショアファンドが英国においてレポーティングファンド、非レポーティングファンドのいずれに該当するかは、利益の分配に対する源泉税額に影響を及ぼしません。投資家に影響を及ぼす税コストとしては、オフショアファンドから投資家への支払いに係る源泉税と、投資資産からファンドへの支払いに係る源泉税の2つがあります。

一般的に、オフショアファンドから投資家への分配に対して源泉税は課されません。税管轄区域によっては源泉税が課される場合がありますが、この場合、投資家は分配される所得に対して税額控除を適用することが可能です。レポーティングファンドからのみなし分配に対しては、源泉税額に係る税額控除は適用されません。

ファンドが運用資産からの所得に対して源泉税を課税されている場合、オフショアファンドが投資を行う国の租税に応じて投資家のリターンはマイナスの影響を受ける可能性があります。リターンの価値は低下する一方で、投資家に対する外国税の直接控除は行われません。

エクイティ投資からの配当に対しては通常、源泉税が課されます。また、一部の税管轄地域では、利子やキャピタルゲインに対しても源泉課税が行われます。源泉税額が条約における限度税率を上回った場合、オフショアファンドは当該差額について還付請求を行うことができます。この還付請求が成功した場合には、ファンドの価額が増加するため、投資家に対して追加的な分配が行われることになります。

オフショアファンドが税務上導管と取り扱われる場合、源泉税の課税関係はより複雑になります。この場合、投資家または運用資産の税管轄区域において適用される源泉課税規定や、二重課税調整規定の有無によって取扱いに差異が生じます。 投資家が英国居住者である場合には、上述のとおり、分配された利子収入および譲渡損益に係る租税に対して、外国税額控除の適用を受けることが可能です。

オフショアカンパニー

英国外で管理・支配されている会社はオフショアカンパニーと分類されます。

英国の法人型事業体のように、オフショアカンパニーは外国証券に投資することができます。また、これらの投資からの配当および利子を受領することができます。しかし、英国居住者である個人においては、オフショアカンパニーは税務上導管となるため、当該所得は個人株主において課税されます。これらの投資に対する二重課税は個人に直接影響を与えます。これは、英国居住法人以外の法人は、英国法人税の課税対象とならないためです。

資産の移転に関する租税回避防止法はこれらの所得に関連して適用されるものです。以下において、詳しくご説明します。

資産の国外移転に関する規制

非居住者(オフショアカンパニーやトラスト等)は、受け取った国外所得に対して英国の租税が課されず、英国所得に対して 課される税金も少なくなることがあります。すなわち、ここには潜在的な租税回避の機会が存在することになります。例えば、 英国の個人が、英国の個人および/またはその家族の利益のために資産を保有する英国非居住者に対して資産を移転し たとします。その場合、当該資産からの所得は当該英国非居住者に帰属し、英国の租税が課されないことになります。

この潜在的な租税回避の可能性を考慮して、2007年所得税法セクション 720("s720")による「資産の国外移転」ルールが、英国における租税回避防止規定として設けられています。これらのルールは、(英国の居住者である個人が)資産を国外に移転することで、所得をオフショア(オフショアカンパニー、トラストまたはパートナーシップ)で生じさせ、当該所得から「恩恵を受ける権限」を有する場合において、英国居住者による英国所得税の回避を防止するものです。「恩恵を受ける権限」とは、原則として、非居住者の所得から便益を得る可能性を意味しています。この場合、s720においては、全ての所得は発生時において(つまり、英国居住者が当該課税年度において実際に所得を受領しているかどうかに関わらず)、当該英国居住者において課税されることになります。

資産の国外への移転が「実態のある取引」ー例えば、非居住者に対する、独立企業間取引(取得価格が売却された資産の価値と明らかに異ならないことが条件)である場合には、s720の適用が免除されます。租税回避が資産の国外移転の動機ではなかったことについての証明責任は英国居住者にあります。

s720に関する追加情報は別表 2に記載しています。

外国税額控除

この想定においては、国外利子および配当は、発生ベースで投資家において直接課税されるため、外国税額控除は通常の方法(本レポートの前半にて詳述)で英国居住投資家に適用され、また先に述べた税率にて課税されます。

外国税額控除が適用可能であることから、わずかながら利点があります。税額控除方式によれば、租税条約による制限と個人所得税の税率を上限として、国外所得を相殺することができます。所得控除方式も適用可能です。

s 720 が適用されなかった場合、外国税額控除は法人において適用されます。しかし、前述のようにインピュテーション方式による税額控除はできません。

その他の論点

非居住者の投資所得

非居住者が英国の貯蓄や投資から所得を得る場合には、源泉税のみで課税が完結します。このように課税が行われる場合、その他の所得に対して所得控除は適用されません。

個人が英国に居住しない場合、総所得に対して課される税額は、以下の金額を超えることができません。

- ・ 以下に示す「無視される所得」以外の所得について、所得控除を適用する前の所得金額に対して課税される税額
- ・ 「無視される所得」に対して課された源泉税額

無視される所得とは以下のものを含みます。

- ・ 銀行および住宅金融組合からの利子および利子相当の金融所得
- ・ 英国法人からの配当
- ユニット・トラストからの所得
- ・ 国民貯蓄投資機構(NS&I)商品からの所得
- ・ 公的収益配当による利益
- ・ 預金取引による利益
- 国民年金や寡婦年金等の特定の社会保障給付
- ・ 個人年金制度に基づく年金を除く、終身年金による課税所得

結果として、二重課税の調整は英国の居住者以外の個人には関連しません。

別表1-英国と二重課税調整に関する租税条約を締結している国々と源泉税 の限度税率

以下の表は英国と他国との租税条約のもと、当該他国が英国居住者の稼得する配当、利子、使用料および経営指導料/専門的役務 提供料に対して課すことができる税率の上限をまとめたものです。いくつかの租税条約はアップデートされている可能性がある点にご 留意ください。

国名	ポートフォリオ 投資 から の配当	利子	使用料	経営指導料/専 門的役務料	注		
Albania (Note 1)	10% (Note 2)	6%	Zero	NA	1. 2.	DT treaty is effective in Albania from 1 January 2014 and the UK from 6 th April 2014 for taxes withheld at source. Property Income Dividends	
Antigua and Barbuda	Zero (S)	NA	Zero (S)	NA			
Argentina	15%	12%	15% (Note 1)	NA	1.	3% on news. 5% on copyright royalties other than for films and television. 10% on payments for the use of industrial or scientific equipment.	
Armenia (Note 1)	10%	5%	5%	NA	1.	DT treaty is effective in both Armenia and UK from 1 January 2013 for taxes withheld at source.	
Australia	15%	10%	5%	NA	1.	Only unfranked dividends carry withholding tax.	
Austria	15%	Zero	Zero	NA			
Azerbaijan	15%	10%	10%	NA	1.	5% on copyright royalties.	
Bahrain (Note 1)	Zero	Zero	Zero	NA	1.	DT treaty is effective in both Bahrain and UK from 1 January 2013 for taxes withheld at source.	
Bangladesh	15%	10%	10%	NA			
Barbados	Zero (S)	15% (S)	Zero (S) (Note 1)	NA	1.	15% on cinematograph and television royalties.	
Belarus*	Zero	Zero	Zero	NA			
Belgium	10%	15%	Zero	NA			
Belize	Zero (S)	NA	Zero (S)	NA			
Bolivia	15%	15%	15%	NA			
Bosnia- Herzegovina	15%	10%	10%	NA			
Botswana	12%	10%	10%	7.5%			
Brunei	Zero (S)	NA	Zero (S)	NA			
Bulgaria	10%	Zero	Zero	NA			
Burma	Zero (S)	NA	Zero (S)	NA			
Canada	15%	10% (Note 1)	10% (Note 2)	NA	2.	Zero if loan guaranteed by UK ECGD or Canadian EDC or if Canadian government or local authority bond. Zero if copyright royalties (excluding films and television).	
$S = \text{There is a 'subject to tax' condition}$ $^* \textit{UK/Soviet Union agreement applies}$							

NA

10%

Chile

15%

15%

China	10%	10%	10%	10%	1.	Exempt in certain circumstances
Olling	10/0	(Note 1)	(Note 2)	(Note 3)	2.	see Art 11 [3]). Payments for the use of, or right
						to use, any industrial, commercial or scientific equipment 10% of 70% of the gross amount of the royalty.
					3.	On 70% of gross fees.
Croatia	15%	10%	10%	NA		
Cyprus	Zero	10%	Zero (Note1)	NA	1.	5% on film and television royalties.
Czech Republic	15%	Zero	10% (Note 1)	NA	1.	Zero on copyright royalties.
Denmark	15%	Zero	Zero	NA		
Egypt	20%	15% (Note 1)	15%	NA	1.	Exempt if loan guaranteed by UK ECGD.
Estonia	15%	10% (Note 1)	10% (Note 2)	NA	1.	Exempt in certain circumstances see Art 11 [3]).
					2.	5% on royalties for the use of industrial, commercial or scientific equipment (see Art 12 [2][6]).
Ethiopia (Note 1)	10%	5%	7.5%	NA	1.	DT treaty is effective in both Ethiopia and UK from 1 March 2013 for taxes withheld at source.
Falkland Islands	(Note 1)	Nil(Note 2)	Zero	15%	1.	See the Double Taxation Manual at www.gov.uk/government/collections/ / hmrc-manuals
					2.	Exempt if loan guaranteed by UK ECGD.
Faroes	15%	Zero	Zero	NA	1.	DT treaty effective in Faroes from 1 January 2009 and in UK from 6 April 2009.
Fiji	15%	10%	15% (Note 1)	15%	1.	Zero if copyright royalties (excluding films and television).
Finland	Zero	Zero	Zero	NA		
France	15%	Zero	Zero	NA		
Gambia	Zero (S)	15% (S)	12.5% (S)	15% (S)		
Georgia	10%	Zero	Zero	NA		
Germany (Note 1)	15% (S) (Note 2)	Zero (S) (Note 2)	Zero (S) (Note 2)	NA	1.	New DT treaty effective in Germany from 1 January 2011. Effective in UK from 1 January 2011 for taxes withheld at source.
					2.	'Subject to tax' condition applies only to income paid before 1 January 2011.
Ghana	15% (S)	12.5% (S)	Zero (S)	NA		
Greece	NA	Zero (S)	Zero (S)	NA		
Grenada	Zero (S)	NA	Zero (S)	NA		
	NA	NA	NA	NA		

Guyana	15%	15% (S) (Note 1)	10%	10% (Note 2)	1.	Exempt if loan guaranteed by UK ECGD.
		,			2.	A smaller percentage where Guyana Minister of Finance applies Section 39 (10) of the
						Income Tax Act, Chapter 81:01.
Hong Kong	Zero	Zero	3%	NA		
Hungar y (Note 1)	10% (Note 2)	Zero	Zero	NA	1.	New DT treaty effective in Hungary from January 2012. Effective in UK from 1 January 2012 for taxes withheld at source.
					2.	The prior treaty rate of 15% applies to the dividends paid before 1 January 2012.
Iceland	15%	Zero	Zero	NA		
India	15%	15%	20% (Note 1)	NA (Note 1)	1.	Article includes fees for technical services. For first 5 years of Convention, 15% where payer is Government. 15% for all royalties etc. after the 5 years. Some forms of royalty 10% throughout.
Indonesia	15%	10% (S)	15% (Note 1)	NA	1.	10% on payments for the use of industrial, commercial or scientific equipment (see Art 12 [2][6]).
Ireland	15% (Note 1)	Zero	Zero	NA	1.	Exempt where paid to a charity, superannuation fund or insurance companies in respect of pension fund business.
Isle of Man	NA	NA	NA	NA		
Israel	15% (S)	15% (S)	Zero (S) (Note	NA	1.	See treaty for cinematograph or television royalties.
Italy	15% (S)	10%	8%	NA		
Ivory Coast	15% (Note 1)	15%	10%	10%	1.	18% where paid by an Ivory Cost company exempt from tax or paying at less than normal rates on profits.
Jamaica	15%	12.5% (Note 1)	10%	12.5%	1.	Exempt if loan guaranteed by UK ECGD.
Japan	10%	10%	Zero	NA		
Jersey	NA	NA	NA	NA		
Jordan	10%	10%	10%	NA		
Kazakhstan	15%	10% (Note 1)	10% (Note 2)	NA	1.	Exempt if loan Guaranteed by UK ECGD.
					2.	Unless election is made for net profit basis.
Kenya	15% (S)	15% (S)	15% (S)	12.5%		
Kiribati	Zero (S)	NA	Zero (S)	NA		
Korea	15%	10% (Note 1)	10% (Note 2)	NA	1.	Exempt if loan Guaranteed by UK ECGD.
					2.	2% on equipment leasing payments
Kuwait	15%	Zero	10%	NA		

Latvia	15%	10% (Note 1)	10%	NA		npt if loan guaranteed by UK D or Bank of England.
Lesotho	Zero (S)	NA	Zero (S)	NA		
Libya (Note 1)	Zero	Zero	Zero	NA	1.	New DT treaty effective in Libya from 1 January 2011. Effective in UK from 6 April 2010.
Liechtenstei n (Note 1)	Zero	Zero	Zero	NA	1.	DT treaty is effective in both Liechtenstein and UK from 1 February 2013 for taxes withheld at source.
Lithuania	15%	10% (Note 1)	10% (Note 2)	NA	1. 2.	Exempt in certain circumstances (see Art 12[2][6]). 5% on royalties for the use of industrial, commercial or scientific equipment (see Art 12[2][6]).
Luxembourg	15%	Zero	5%	NA		
Macedonia	15%	10%	Zero	NA		
Malawi	Zero (S)	Zero (S)	Zero (S)	NA		
Malaysia	10%	10% (S) (Note 1)	8%	8%	1.	Exempt if an approved loan (see Art 11).
Malta	(Note 1)	10% (S)	10% (S)	NA	1.	Tax not to exceed that chargeable on the profits out of which the dividends are paid.
Mauritius	15%	No limitation (15% (S)	NA	1.	Exempt when paid to UK banks.
Mexico	Zero	15% (Note 1)	10%	NA	1.	A lower rate or exemption will apply in certain circumstances (see Art 11[2]).
Moldova	10%	5% (Note 1)	5% (S)	NA	1.	Exempt in certain circumstances (see Art 11[2]).
Mongolia	15%	10%	5%	NA		
Montenegro	15%	10%	10%	NA		
Montserrat	Zero (S)	NA	Zero (S)	NA		
Morocco	25%	10%	10%	NA		
Namibia	15%	20%	Exempt (S) (Note 1)	NA	1.	Copyright royalties only. Other royalties: the lesser of 5% and one half of tax that would otherwise be charged.
Netherlands	10% (Note 1)	Zero	Zero	NA	1.	15% if dividends paid by a Property Authorised Investment Fund.
New Zealand	15%	10%	10%	NA		
Nigeria	15% (S)	12.5% (S)	12.5% (S)	NA		
Norway	15%	Zero	Zero	NA		
Oman (Note 1)	Zero (Note 3)	Zero	8% (Note 2)	NA	1.	DT treaty amended by Protocol, effective in both Oman and UK for taxes withheld at source from January 2012.
					2. 3.	The prior treaty rate of Zero (S) applies to royalties paid before 1 January 2012. Property Income Dividends taxed at 15%. Prior treaty rate of 10% applies to all dividends paid before 1/12/2012 in Oman and the UK.

Pakistan	20% (Note 1)	15%	12.5%	12.5%	1.	See the Double Taxation Manual, DT14956 and Art 10 at www.gov.uk/government/collections hmrc-manuals
Panama (Note 1)	15%	5%	5%	NA	1.	DT treaty is effective in both Panama and UK from 1 January 2014 for taxes withheld at source.
Papua New Guinea	17%	10%	10%	10%		
Philippines	25%	15% (Note 1)	25% (Note 2)	NA	 2. 	10% where paid by public issue bond etc. Exempt where loan is guaranteed by a UK government agency. 15% on royalties for films, television or radio.
Poland	10%	5%	5%	NA		terevision of fuaro.
Portugal	15%	10% (S)	5% (S)	NA		
Qatar	Zero	Zero	5%	NA	1.	New DT treaty effective in Qatar
Quiui	Zero	Zero	3/0	141	1.	from 1 January 2011. Effective in UK from 1 January 2011 for taxes withheld at source.
Romania	15%	10%	15%	12.5%	1.	10% on copyright royalties
			(Note 1)	(note 2)	2.	Rate applies to commissions. See the Double Taxation Manual, DT16054 at www.gov.uk/government/collections hmrc-manuals
Russian Federation	10% (S)	Zero	Zero	NA		
St Christopher -Nevis (St Kitts)	Zero (S)	NA	Zero (S)	NA		
Saudi Arabia	5%	Zero (Note 2)	5% or 8% (Note 3)	NA	1.	DT treaty effective in Saudi Arabia from 1 January 2010 and in UK from 6 April 2010.
					2.	Income from debt claims.
					3.	5% for royalties paid for the use of or the right to use, industrial, commercial, or scientific equipment, 8% in all other cases.
Serbia	15%	10%	10%	NA		
Sierra Leone	Zero (S)	NA	Zero (S)	NA		
Singapore	0% (Note 1)	10%	10%	NA	1.	Treaty allows for 15% but there are currently no withholding taxes on dividends.
Slovak Republic	15%	Zero	10% (Note 1)	NA	1.	Zero on copyright royalties (see Art (12[3][6]).
Slovenia	15%	5%	5%	NA		
Solomon Islands	Zero (S)	NA	Zero (S)	NA		
South Africa	15%	Zero (S)	Zero (S)	NA		
Spain	15%	12%	10%	NA		

Sri Lanka	No limitation	10%	10%	NA	1.	Only reduced to this rate where paid on loan, etc. made after 21
		(Note 1)	(Note 2)			June 1989.
					2.	Only reduced to this rate where rights are granted after 21 June
Sudan	15%	15% (S)	10% (S)	NA	1.	Exempt if the dividends are exempt under Sudan law when paid to non-residents.
Swaziland	(Note 1)	NA	Evroment	NA		para to non residents.
Swaznand	15%		Exempt	NA NA		
	5%	Zero	Zero			
Switzerland	15% 10% (S)	Zero 10% (S)	Zero 10% (S)	NA		
Taiwan				NA		
Tajikstan*	Zero	Zero	Zero	NA		Data anha annilas ta a disidan d
Thailand	20%	25%	5%	NA	1.	Rate only applies to a dividend from a company carrying on an industrial undertaking.
	(Note 1)	(Note 2)	(Note 3)		2.	10% if paid to a financial institution.
					3.	15% on patent royalties.
Trinidad and Tobago	20%	10%	10%	10%	1.	Copyright royalties are exempt.
Tunisia	20%	12%	15%	NA		
Turkey	20%	15%	10%	NA		
Turkmenistan*	Zero	Zero	Zero	NA		
Tuvalu	Zero (S)	NA	Zero (S)	NA		
Uganda	15%	15%	Zero (S)	NA		
Ukraine	10% (S)	Zero (S)	Zero	NA		
United States of America	15%	Zero	Zero	NA		
Uzbekistan	10%	5%	5%	NA		
Venezuela	10%	5%	7%	NA	1.	Exempt if paid on a loan guaranteed by UK ECGD.
Vietnam	15%	10% (S)	10% (S)	NA		
Zambia	15% (S)	10% (S)	10% (S)	NA		
Zimbabwe	20%	10% (S)	10% (S)	10% (S)	1.	Exempt if paid on a loan guaranteed by UK ECGD.

別表2-2007 年 所得税法 セクション 720

セクション720("s720")は、国外に移転した資産から生じる所得について、譲渡人(またはその配偶者)が当該所得から「恩恵を受ける権限」を持っている場合に、当該個人に対して課税することを求めています。「恩恵を受ける権限」とは、原則として、非居住者の所得から便益を得る可能性を意味します。当該個人は、自己申告によりそれらの所得の税務申告をする必要があります。

所得税

主要な所得税の租税回避防止規定は、s720の下で2007年所得税法の第13章の第2節に含まれており、資産の国外移転に関する規定("TOAA")と呼ばれています。これらの規則は、資産の譲渡が行われた結果、個人が当該国外資産による所得から「恩恵を受ける権限」を有している場合に、英国居住者である個人において、当該非居住者(国外法人、トラスト、パートナーシップ)の所得を課税することを目的とするものです。

s720の適用には、以下の要件が満たされる必要があります。

a) 資産の譲渡があること。b) その譲渡の結果(譲渡自体、または関連する事業(譲渡前または譲渡後のいずれにおいて 行われるものを含む)によって)、所得が英国外に居住する(または住所を有する)者に支払われるようになること。当該 「者」には、英国外で居住する法人も含まれる。

取引が租税回避目的であるという結論を導き出すことが合理的でない実態の伴う商取引(例えば、非居住者に対する独立企業間取引等)に対しては、これらの租税回避防止規定の適用が免除されます。「適格独立企業間取引」の要件を満たすためには、次の2つの条件を満たす取引である必要があります。

・独立した非関連者間で行われる取引であること。

·英国外で実行される経済的に重要な活動のために行われるものであること。

s720 が適用される事例は次のとおりです。

- 英国の居住者(および住所を有する)個人がオフショアカンパニーを設立する。
- ・ 当該個人とその家族はこの法人の株主である(会社の取締役であってもなくてもよい)。
- 当該法人は様々な投資を行い、利益がオフショアカンパニー内に留保される。
- ・ 個人は、オフショアカンパニーに増資するために海外に資金を移転する。これは、2007年所得税法のセクション 716に定義される移転に該当する。
- ・ 英国の居住者である個人は、資産の国外移転の結果として当該所得の「恩恵を受ける権限」を有することになる。 当該法人において生じた所得は、2007年所得税法セクション721によって当該個人において課税される。

調査対象国別報告書(2) United States

目次

1	個人投資家のための国際的な二重課税調整のための基本ルール	
1.1	外国税額控除	
1.2	国外源泉所得の免除(除外)	. 26
1.3	個人投資家の課税に対する条約の影響	. 26
2	外国税の所得控除	ん。
3	投資ファンド・事業体経由での外国投資	. 28
3.1	投資ファンド・事業体経由による外国投資の課税	. 28
3.2	2投資ファンド・事業体を通じて外国投資を行う個人投資家に対する税制上の調整措置	. 29
4	その他の影響/ホットトピックス	31

5. 個人投資家のための国際的な二重課税調整のための基本ルール

米国籍者および米国居住者である個人は、全世界所得が米国連邦所得税の対象となります。外国税額控除は、二重 課税調整の最も一般的な方法ですが、税額控除の代わりに、外国税を所得から控除することも可能です。しかし、納税 者は、同じ課税年度に、外国税額控除と所得控除を請求することはできません。

4.2 外国税額控除

一般原則1

米国籍者および居住者である個人は、特別なルールと制限に基づき、課税年度において外国および米国領地において支払った、または発生した所得税2の控除3が認められています。別段の定めがある場合を除き、内国歳入法第1章によって課せられた連邦所得税のみが外国税額調整の対象となります。例えば、純投資所得税 NIIT (Net Investment Income Tax)としても知られている医療保険拠出金(The unearned income Medicare contribution)は、第2a章に該当し、外国税額控除を受けることはできません4。NIIT が課される投資所得に外国所得税が課される場合、当該投資所得については二重課税状態は解消されないことになります。

外国税は、所得の実現、総収入および純利益の確定という要件を満たす場合5のみ、所得税と認められる性質を持つものとして扱われます(つまり、米国の外国税額控除目的の所得税として分類されます)。これらの要件上、財産、購入、所有もしくはそれらに類似した基準、または所得水準に関係せず一定額で課された外国税は、控除対象となる所得税とはれません6。米国の外国税額控除の適用がなければ課されない外国税額については、総収入要件を満たさないことに留意しなければなりません7。

¹ この分析では、個人に課された米国連邦所得税のみが考慮され、また、投資所得に関してのみ考慮されています。州および地方税務当局は、投資所得に課税をし、また、二重課税の制限規定を有する場合とそうでない場合とがあります。ここで提供される取扱いは一般的なものであり、特定の状況に応じて、例外が存在する場合があります。

² 個々の投資家との関連性が最小限であるため言及されていない戦争利益税および超過利益税に対してもまた、控除が認められています。一定の場合にはこれらについて \$ 903 により所得、戦争利益または超過利益に課される税に代わるものとして控除が認められる場合があります。

³内国歳入法第 § 27(a) (§ 901 に規定される範囲内において)

^{4 § 1411:}この税金は、個人の純投資収益と個人の修正後調整所得の基準額(申告ステータスに応じて\$125k~\$250k の範囲)超過額いずれか小さい額の 3.8%として課されます。

⁵ Reg. § 1.901-2(b) (1)。本件調査の検討対象外ですが、基準の詳細な検討が Regulation に規定されています。

⁶ そのような税金は、903 条に基づき、厳密には所得税に代わる税金として技術的に適格になる可能性がありますが、非常に稀です。

⁷ Reg. § 1.901-2(c) (1)。これらの税は、一般に「soak-up」税として知られています。

控除対象となる外国税には、外国における税金を課す権限のある者よる強制的な支払い要請に基づくもののみが含まれ、関税、ペナルティ、罰金、利子または同様の義務は含まれません。さらに、外国における賦課金は、賦課対象者がその対価として外国から特定の経済的利益を直接的または間接的に受け取る(また、受け取るための賦課)ものである場合、税金とは取り扱われません88。

控除限度額

各課税年度に認められる控除の額は、その年度の国外源泉課税所得に課された米国連邦所得税額が上限となり、かつ総課税所得の金額内に制限されます9。ここでいう課税所得は定額控除および割合的控除の適用後、かつ § 151 に基づく人的控除の適用前の金額を指します10。つまり、規定上の累進税率ではなく、当該年度に実際に課された所得税の平均税率により控除限度額が算出されることになります。

所得分類

税額控除と控除限度額は、その年の個人の所得区分毎に別々に決定されますn。個々の納税者ついては、収入は受動的所得および、それ以外の通常所得に分類され、投資所得は受動的所得に分類されます。しかし、に、例外として下記があげられます。

- 内国歳入法 §1 に規定される米国連邦所得税の最高税率のより高い税率(39.6%)を課された所得で、受動的 所得に分類されるものは、「高率負担税」とみなされ、通常所得として扱われます12。
- 米国所得税の対象とならない所得分類に課せられた外国税は、通常所得とされます¹³。
- 租税条約に基づき国外源泉として扱われる米国源泉所得とその所得に関連する外国税は、当該条約に基づき 特定された所得分類とされます4。

米国所得税の対象となる所得に課せられた外国税は、その米国所得税の対象となる所得が該当する分類に割り当てられます。米国にける課税年度が外国と異なる場合、その外国税額は、外国税が課された年度に米国税法に基づいて所得が認識されたものとして、それぞれ所得分類に割り当てられます。(納税者が選択する二重課税調整方法により、支払基準または発生基準かは異なります)15。

支払基準または発生基準

¹⁰ § 904(b) (1)

⁸ Reg. § 1.901-2(a) (2)

^{9 § 904 (}a)

^{11 § 904 (}d)

 $^{^{12}}$ $\S\,904(d)$ (2) (B) (iii) (II) and $\S\,904(d)$ (2) (F)

¹³ Treasury Regulation § 1.904–6 (a) (1) (iv)

^{14 § 904(}d) (6)

 $^{^{15}}$ Reg. § 1.904–6(a) (1) (iv)

外国税額控除を請求するための「支払」基準(Paid method)」は、一般的に、会計原則上の現金主義に従い、外国税が支払われた年度に控除可能とされます。源泉税は、源泉徴収された時に支払われたとみなされます。税金は還付、控除、繰戻し、減額、または免除されることが合理的に確かであれば、支払われたものとして扱われず、従って控除ができません。例えば、外国税が、国内法で適用される35%の税率で配当支払から控除されているが、租税条約において15%の条約上の税率に基づき、還付を受ける権利を与えられている場合、15%の条約上の税率が控除可能な税とみなされます。これは納税者が還付を請求しない場合にも当てはまります。

現金主義による納税者であっても、外国税額を未払計上する発生基準(Accrued method)を選択することは可能です。 発生基準がいったん選択されると、その選択した年およびその後のすべての年度がこれに拘束されます16。同様の方法が、該当年度の全所得と税において適用されます。例えば、受動的所得には支払基準を、同じ課税年度の通常所得は発生基準を使用することはできません。

外国税は、租税債務が確定し、確認できる時点で発生したものとされます。一般に、納税義務が確定し確認できる状態であると合理的に考えられる要素が実現している外国の課税年度終了時に対応する、米国税務上の課税年度に発生するものとされます」で。

通常、納税者は更正の請求が可能な期間内であっても、支払基準から発生基準への変更は認められていません18。

控除対象外国税の繰越し

納税者が(その選択した方法に応じて)支払ったまたは計上した税金の全額を控除することができない場合、控除できなかった額について、その年度に支払/発生し、控除をしたものとして1年間の繰戻し還付を行うことが可能です。そのような繰戻し還付が適用されない部分(実際に利用されているか否かにかかわらず)についてのみ、超過額は繰越しが可能となります。税金は期限切れになるまで最大10年間繰越し可能です。

キャピタルゲイン純利益額およびキャピタルゲイン税率の調整

外国税額控除の限度額は、一般に、国外源泉所得に課せられた米国税を、納税年度に課される平均税率に基づき算定されます(累進税率と限界税率の差異を考慮した実効税率)。米国では、1年以上にわたり保有されている不動産の売却によるキャピタルゲインや特定の適格配当といった一定の所得入に対して、定率の軽減税率が適用されます19。キャピタルゲインの純利益額の算定における一定の調整により、この差額は外国税額の控除限度額算定上、国外源泉とされます20。国外源泉のキャピタルゲインの純利益額および適格配当所得総額の合計が20kドル未満であること、およびその他の一定の要件を満たす場合は、税率の調整をしない選択をすることも可能です21。

¹⁷ Rev. Rul. 61–93, 1961–1 CB 390

¹⁶ Code § 905(a)

¹⁸ Strong v. Commissioner, 36-1 USTC 9032; Chief Counsel Advice 201534013 (released 8/21/2015)

^{19 § 1(}h)

²⁰ Regulation § 1.904(b)-1 and (2)

 $^{^{21}}$ Regulation § 1.904(b)-1(c)(1)(i)

投資所得の源泉地

投資所得は、(他の所得と同様) その分類に基づき源泉が定められます。限られた例外を除いて、利子の源泉地は支払人の所在地であり、配当所得は配当を支払う会社の設立国とされます。不動産の売却による損益および不動産賃貸収入は、不動産の所在地によります22。これらの源泉地に関するルールは、所得に外国税が課せられるかどうかにかかわらず適用されます。外国の税金が課されない場合であっても外国税額控除限度額算定の目的で、外国銀行からの受取利子、外国法人からの配当金、または外国不動産の賃貸または売却に関連する収益/利益は、国外源泉所得とされます。このような場合、他の収入に課せられた外国税、または利用可能な他の年からの繰越し外国税額がある場合、そのような所得に対する米国税額について、外国税額控除が受けられる可能性があります。そのような場合、二重非課税が起こり得ます。

米国籍者または居住者による個人所有物の売却による利益の源泉地の判別は、簡単ではありません。 § 865 においては、個人財産の売却に関して、売り手の居住地に基づきその所得の源泉地を決定することを一般的原則としつつ、特例が設けられています。これらの適用上、米国居住者には、外国に「tax home²3」を持たない米国籍者、または米国に tax home を持つ非居住者である個人が含まれます。一般的なルールとして、個人の「tax home」は主たるまたは通常の事業所や事務所であり、それらがない場合は、彼らがどこにいても、彼らの行くところが tax home となります²4。たとえ米国市民または居住者が外国に tax home を持っていても、海外での譲渡益の少なくとも 10%の所得税が実際に外国に支払われていない場合、 § 865 の適用上は、そのような者は、非居住者として扱われません²5。従って、個人の財産の譲渡益について、外国に tax home のある個人の国外源泉とされるかどうかを判断するためには、当該外国における課税関係についても確認することが必要となります。

例:

米国の tax home を有する米国籍者である個人納税者 M は、X 国の株式の売却により 100ドルの短期キャピタルゲインを認識し、その結果、35ドルの米国税が発生します。さらに、X 国が、X 国の源泉所得について、M を X 国の非居住者であるみなすと、X 国が 30ドルの税金を課すと仮定します。利益に対する X 国の税は少なくとも 10%であるが、米国の外国税額控除限度額算定上、その利益は米国源泉所得とみなされます。従って、米国税 35ドルから外国税は控除されず、二重課税が起こり得ます(例えば、65ドルまたは全世界税率 65%)。

下記 1.4 で議論される条約上の源泉地決定条項は、米国の国内法で定められた投資収益の源泉を変える可能性があります。しかし、源泉地決定条項は、条約締結相手国の税務上の居住者とみなされる米国籍者についてのみ、(その適用される条約の適用において)米国源泉所得を国外源泉として扱うこととしている場合が殆どです。

消滅時効:

²² 投資、個人および事業所得等ソースルールの特定について § 861(a) and § 862(a) 参照

²³ この場合の Tax home は \$ 911(d) (3) において、US に住所を有している期間中、外国に tax home を有しているとされる場合を除き、\$ 162(a) (2) (自宅から離れる場合の旅費交通費) における用語の意義を参照しています。Sections 911 and 162(a) (2) は、個人の役務提供所得についてのみ関連をしますが、\$ 865(g) において個人資産の売却の場合についても関連するものとされます。

²⁴ 米国税務上、tax home の概念は複雑で、様々な特例や除外規定が存在します。

殆どの場合において、個人は米国連邦所得税申告書を修正する権利について、3年間の消滅時効が適用されます。ただし、外国税額控除の適用およびそれに伴う還付請求については、修正申告書の提出に関する時効は 10年間に延長されます26。従って、個人は、10年の期限内にいつでも外国税額控除について、控除または所得控除の選択を変更することができます。さらに、当該10年の法定期間は、調整、更正、外国法の改正、または税務調査の結果として外国税が増加した際にも使用することができます。制限期間は、海外の税額控除が行われた年ではなく、外国の税金が納付されたまたは計上された年を参照して決定されます。

外国税額控除により最終的に減額または還付されている場合、納税者が調整を行う義務はなくなるため、10年の時効は適用されません。さらに、還付を受け取った年の連邦所得税の申告期限までに当該調整が行われていない限り、遅延に関する加算税が課される場合があります。

外国税の調整額(一般に再決定)が、納税年度の実際の租税債務に影響を及ぼさず、代わりに繰越しにのみ影響する場合は、修正申告は必要なく、代わりに繰越額を調整します。

為替レート

一般に、「支払基準」により外国税額控除を請求する者は、支払日の為替レートを用いて米ドル以外の通貨建ての外国税を換算しなければならない一方、「発生基準」の場合、その税務年度の平均為替レートを使用します。発生日以降 2 年目の年度末において支払われていない税金については、支払日の為替レートにより換算しなければなりません。

4.2 国外源泉所得の課税免除

投資所得に関連しては適用されませんが、前述のように、米国籍者または居住者個人は、その年に税額控除が請求されていない場合は、外国所得税を課税免除対象とすることができます。

4.2 個人投資家の課税に対する条約の影響

海外投資を有する米国籍者と外国人投資家については、米国の各租税条約に含まれる「保留条項」の下で利用可能な最小限の税負担の軽減措置があります。「保留条項」は、特定の条項を除き、米国が市民と居住者を条約が効力を生じていないものとして扱うことを可能にします。利子、配当、キャピタルゲインの課税を制限する条項は、保留条項の例外とはなりません。

米国は条約相手国の税務上の居住者だとしても、米国籍者には全世界所得課税を課しており、また、多くの条約が居住国への課税を制限しているため、保留条項だけでは条約締結国に住む多くの米国籍者に二重課税が生じる可能性があります。このため、米国が締結している条約の多くには、米国の国内法上米国源泉とみなされる所得を、米国の外国税額控除の適用上国外源泉所得として扱う条項が含まれています。国外源泉として扱われる所得の額は、通常、「二重課税を回避するために必要な金額」に制限されています。この条項は、利子や個人資産の売却によるキャピタルゲイン(通常は配当金(時には利子)のような、条約に基づく居住国における軽減税率による課税に限定された項目)に対して一般的に適用されます。

²⁶ § 6511 (d) (3)

個人 X(B 国に居住する米国籍者)が米国銀行から 100kドルの利子を受け取り、30kドルの米国税が課されるとします。B 国は利子に 35kドルの税金を課すものの、B 国と米国の租税条約において利子への課税について制限をしていることから、外国税額控除またはその他の調整措置において当該米国税を考慮することはできません。米国の国内法は、利子を米国の源泉として扱っているため、外国税額控除の制限の結果、通常は外国税額と相殺することはできません。B 国との米国との租税条約に「源泉地決定条項」がある場合、外国税額控除の適用上、利子を国外源泉所得として扱うことが可能です。X の 30kドルの税金は、外国税額と相殺され利子の二重課税が調整可能となります。このような規定がなければ、100kドルの利子所得は二重課税となる可能性があります。その場合、控除可能な外国所得税に関連して、控除ではなく所得控除を請求することが優先される場合があります。

2. 簡便な二重課税調整

従来、外国税額が少額である多くの納税者については、控除限度額により税額控除が受けられないと考えられていました。そのような場合について、税負担を大幅に削減することができないにもかかわらず、納税者個人が複雑な手続きを負担することを避け、かつ、税収を大幅に削減することもない例外規定が制定されました27。

外国税額控除限度額、および Form1116 の提出の免除は、外国税が少額である一定の個人において認められます。控除可能な外国税が300ドル以下(joint return の場合は600ドル以下)であり、かつ、受動的所得以外の国外源泉所得²⁸がない個人は、課税年度の外国税額控除の控除限度額の適用を受けないことを選択²⁹できます³⁰。当該選択が行われた場合、当該年度に控除限度額を超過する外国税額があっても繰越しは認められません³¹。当該例外規定は、個人に提供される支払い明細(US Payee statement)に税額が表示されている場合にのみ、認められます³²。

3. 外国税の所得控除

米国籍者および居住者個人は、当該年度に税額控除が請求されていない場合は、その年度中に支払われた外国所得税の所得控除を受けることができます。納税者はその控除を「項目別控除」の1つとして請求します。これは、項目別控除(段階的適用制限後)の総額が納税者の「概算控除」を超えた場合にのみ有益です。所得控除による方法は、外国税額控除限度額の算定において米国源泉所得とされる所得に対して外国税が課された結果、支払った、または発生した外国税に比して納税者の国外源泉所得が特に低い場合に多く用いられます。

²⁷ Committee Report to Code § 904, Paragraph 9041.0004

²⁸ This includes foreign personal holding company income under the subpart F rules, plus income inclusions from foreign mutual funds, provided that the income is shown on a payee statement furnished to the taxpayer. See § 904(j) (2) (A) and § 904(j) (3) (A) (ii).

²⁹ § 904(j)(2)(C)

^{30 § 904(}j) (2) (A)

^{31 § 904(}j)(1)(C) and (B)

^{32 § 904(}j)(3)(B)

米国には、特定の控除を制限し、別の税率表を使用することによって、納税者が最小限度の税金を支払うことを保証させるための「代替ミニマム税制」があります。納税者は、暫定的ミニマム税が通常の連邦所得税を超える限度でのみ、「代替ミニマム税」を支払います33。外国税額控除は、「通常の」連邦所得税において適用される規則および制限を使用して、代替ミニマム税制の下で個別に計算されます。

4. 投資ファンド経由での外国投資

一般的に、外国のミューチュアル・ファンドは、米国税上、「受動的外国投資会社」(PFIC)とみなされ、複雑な税制、代替案、選択が行われます。「受動的外国投資会社」とは、「(1)その課税年度の総所得の75%以上が受動的所得であるか、(2)当該企業が保有する、受動的所得を生み出すかまたは受動的所得の生産のために保有される資産の課税年度平均が少なくとも50パーセントである法人をいいます34。従って、PFICには、米国株主が保有している場合、投資収益の受領または投資資産の保有を主とする殆どの米国外のミューチュアル・ファンドが含まれます。

特定の投資ファンドは、法人との対比で投資パートナーシップと構成されることがあります。このような場合、投資家は、ファンドの株主ではなくパートナーシップのパートナーであるとみなされます。

4.1. 投資ファンド・事業体経由による外国投資の課税

旧制度に基づく国内のミューチュアル・ファンドへの投資促進と認識されている通り、PFIC 株主には特別の課税規定が適用されます。米国のミューチュアル・ファンドは、株主への配当前に法人レベルでの米国の課税を回避するためには、毎年、所得の少なくとも90%を分配しなければなりません。そのような要件は通常、外国ミューチュアル・ファンドには適用されないため、株主がファンド内で株式を処分するまで課税されることなく外国ミューチュアル・ファンドに収益が蓄積され、課税の繰り延べのみならず、優遇的な長期キャピタルゲインレートが適用されます。

PFIC の米国株主は、課税上の選択権が認められており、選択の状況に応じてさまざまな方法で課税されます。このレポートにおいては、これらのルールの非常に簡素化した概要のみを記載しています。

PFIC による課税上の選択が行われない場合、PFIC からの分配は通常所得として累進税率の対象となり、適格配当に対する優遇税率の対象とはなりません35。分配前にファンドに「過度の」所得が蓄積されていると考えられる場合、納税者は「過剰分配」のために金利を支払わなければならないという、複雑なルールが適用されます36。PFIC 株式自体の売却益も過剰分配とみなされる場合があります。過剰分配は、前年度以前の課税年度に割り当てられ、(納税者の課税所得が税率表によると低い税率が適用される金額である場合においても)最高税率で課税されます

 $^{^{33}}$ The alternative minimum tax rules are addressed at § §55–59 of the Internal Revenue Code

^{34 § 1297 (}a)

^{35 § 1(}h) (11) (C) (iii)

^{§ 1291(}b) defines terms related to 'excess distribution' classification while § 1291(a) provides rules for distributions and dispositions and § 1291(c) includes rules for computing the deferred tax amount and interest.

「適格選択ファンド」(QEF)としての選択37する場合、個人株主は、PFICの経常利益および純キャピタルゲインを、比例配分的にその米国税務申告に含めることとなり、適格配当に関する優遇税率の適用はありません。しかし、純キャピタルゲインは長期キャピタルゲインとして課税されるため、優遇税率が適用されます38。QEFの選択は、PFIC自身がPFICの経常利益とキャピタルゲインの株主持分を比例配分した株式情報を含む実質的報告要件を満たしている場合にのみ利用可能です。ただし、ミューチュアル・ファンドがそのような情報を提供することに同意する可能性は非常に低いと考えられます。

PFIC 株式が「市場性がある」とみなされる場合、株主は PFIC /ミューチュアル・ファンドの持分に関連して「時価評価」を 選択することができます39。この選択の結果、株主は課税年度の終わりに時価により PFIC 株式を売却するものと実質的 に扱われますが、キャピタルゲインに適用される優遇税率は適用されません。

被支配外国法人(CFC)

米国には、「被支配外国法人」(CFC)の保有割合が10%以上の株主に適用される特別ルールがあります。CFCとは、 米国株主が議決権または株式価値の50%超を保有する外国法人ですが、株式の議決権の少なくとも10%を所有する 米国株主のみが適用対象となります。一部の納税者は、CFCを「非課税組織体(disregarded entities)」として扱うことを 選択可能であり、パートナーシップと同様の扱いになる可能性があります。株主がその法人からの所得について法人税 率で課税され、当該株主が、CFCによって支払われた、または発生した外国税の比例持分に基づいて税額控除を請求 することも可能ですが、詳細な検討は本件分析の対象外となります。

投資パートナーシップ

投資パートナーシップにパートナーとして投資する個人は、通常、パートナーシップの持分に応じて、パートナーシップの収入、経費控除、および税額控除について認識します。パートナーシップからの収入が米国または国外源泉であるか、およびパートナーシップによって支払われまたは発生した外国税が課された所得の分類については、個人と同様のルールが適用されます。しかし、一般に、持分が 10%未満のパートナーは、パートナーシップからのすべての所得を受動的所得として認識します40。

4.2 投資ファンドを通じて外国投資を行う個人投資家に対する税制 上の調整措置

PFIC の個人株主への外国税額控除申請

国外源泉の投資収入に対する米国の税金に対する外国税額控除の請求は、米国の個人納税者の場合、通常、様式 Form 1116 Foreign Tax Credit (Individual, Estate, or Trust)により計算されます。ただし、選択が行われていない

 $^{^{37}}$ § 1295 defines 'qualified electing fund' requirements and specifics related to the election

³⁸ § 1293

³⁹ § 1296

⁴⁰ Regulation § 1.904–5

PFIC 株主の場合、外国税額控除は、Form 8621 Information Return by a Shareholder of a Passive Foreign Investment Company or Qualified Electing Fund により計算されます。

PFICからの配当に関して個人 PFIC株主が控除可能な外国税額には、配当に関する源泉税が含まれます41。「過剰分配」(選択が行われない PFICの場合)に対応する部分の税金は、「過剰分配税」として取り扱われます42。過剰分配税は、通常、国外源泉の受動的所得とみなされ、外国税額が関連する分配に係る国内法上の納税支払額と外国税額とを一致させるために、他の課税年度に配分されます。1つの PFICの過剰分配に関連する外国税は、別の PFICからの過剰分配についての米国税に対する控除として使用することはできません。繰越は禁止されています43。

過剰分配でない PFIC からの分配は、外国税額控除の限度額算定上、他の配当と同様(従って典型的には国外源泉、受動所得)に取り扱われ、それらに関する外国税も同様となります。

QEF の株主としての PFIC 収入の比例持分は、外国税額控除の限度を計算するために必要とされる別々のカテゴリーの判定上、受動的な収益とされます⁴⁴。従って、長期キャピタルゲインレートで課税される所得の割合は、外国税額控除の限度額算定上、キャピタルゲイン差額調整の対象となります。

時価評価を選択した結果として認識される収益は、外国税額控除の適用上は国外源泉受動所得として扱われますが、 (経常利益として課税されるため)キャピタルゲインの税率差異はありません。

国外源泉所得および外国税額控除のパススルー選択

Reg. §1.853-4 において、ミューチュアル・ファンドまたはその他の規制投資会社(Regulated Investment Company (RIC))が、外国税額控除および国外源泉配当所得を株主レベルで認識(パススルー)する選択が認められています。この場合、年度末における外国株式または有価証券で構成されている資産最低保有割合および最低分配要件等の、一定の要件を満たす必要があります。この選択が行われた場合、ファンドは、株主に対して、各人がファンドにより支払われた外国税額を個人の申告において税額控除できるよう、当該選択および関連情報を通知するための資料(通常はForm 1099-DIV)を提供します。大多数の外国のミューチュアル・ファンドは、そのような選択権を認識していないか、そうした選択をすることにより期待される利益に比して負担が大きいものと考えていることが予想されます。

当該選択は撤回不能であり、選択する場合はファンドが課税年度に受取った課税所得額、各国(もしくは米国領地)別の源泉所得の金額、その各国に支払われた税金の額、当該選択が適用される/されない年別の外国税額の帰属に関する個別情報、株主への通知の詳細、株式の持分応じて適用される情報といった詳細な情報を提供する必要があります。

^{41 § 1291(}g) (2) (A) (ii); note that no specific rules apply in relation to foreign taxes related to the sale of PFIC shares whereby ordinary rules for sales of personal property (including stock) generally apply.

⁴² § 1291 (g) (2) (B)

⁴³ Proposed Regulation § 1.1291-5(b) (2) provides that 'the amount by which the excess distribution taxes allocated to a prior PFIC year exceed the tentative increase in tax for that year may not be claimed as a foreign tax credit against any federal income tax'

⁴⁴ § 904 (d) (2) (B) (ii)

パススルー選択を行った法人が、株主が支払ったものとして扱われる外国税の還付を受ける場合の指針については、 Notice 2016-10 により 2 つの方法が提示されています。

例外

必要な申告を怠った外国法人およびパートナーシップを支配する者の税金は、控除の対象とはみなされません45。

6. その他の事項

§ 901(j)は、イラン、北朝鮮、スーダン、シリアから発生した所得に対して支払われる税金の外国税額控除を否認しています46。これらの国は、a)米国に認められていない b)米国との外交関係が断絶されている c)米国と外交関係がない d)国際テロ支援国家の指定を受けている、のいずれかに該当します。

国外源泉の最終損失とその取戻し

「国外源泉の最終損失」とは、一定の例外を除いて、課税年度における納税者の国外源泉所得の総額が、適切に按分されまたは配賦された控除額の合計額に満たない金額をいいます47。国外源泉の最終損失を有する納税者は、国外源泉の所得を翌年度以降の米国源泉所得とする必要がある場合があります。かかる課税年度における米国源泉所得への再分類は、a)前の税務年度で使用されなかった損失の額、またはb)納税者の翌課税事業年度の国外源泉所得の50%(または必要に応じてより大きな額)のいずれか少ない方に対して適用されます48。

配当に関する一定の源泉税の最低保有期間

第 901 条(k)により、納税者が受取った株式配当について課された外国税について、最低保有期間を満たさないことで、 税額控除の対象として扱うことができない場合に、所得控除受けることが認められています(その年度において外国税額 控除を請求しない場合に限ります)。法人または規制投資会社からの配当に関する源泉税の場合、納税者は、株式が 配当落となる日の 15 日前から開始する 30 日以内の期間のうち、15 日間を超えて株式を保有しなければなりません。こ の規則は、納税者が外国税額控除を、控除による利益を享受できる人に移転させることを防止し、ひいては、納税者を 損失リスクから保護することを目的としています。

⁴⁵ IRS Publication 514 (2017)

 $^{^{46}}$ Rev. Rul. 2005–3, as modified by Rev. Rul. 2016–8 to remove Cuba from the list

⁴⁷ § 904(f)(2)

⁴⁸ § 904(f)(1)

調查対象国別報告書(3) France

目次

1.	はじめに 34
2.	仏国個人所得税上の帰属ルール
3.	外国直接投資から得られた金融所得に対する二重課税の調整措置35
	3.1. 租税条約がない場合
	3.2. 仏国と源泉地国との間で締結された租税条約がある場合
4.	仏国の UCIT (FCP または SICAV) を通じた外国証券投資

1. はじめに

本報告書は、仏国の居住者である個人が国外源泉の金融所得について、源泉地における源泉税またはその他の課税がある場合に、外国有価証券への直接的または間接的に投資する仏国の税務上の居住者である個人が仏国国内法上の規則および/または適用可能な租税条約において利用可能な二重課税調整措置メカニズムの一般的取扱いを提示することを目的としています

このレポートは以下の事項を記載しています。

- 外国金融所得に関して、二重課税の調整措置が必要とされる仏国の税務上の居住者である個人に対して適用可能な、仏国の国内法における個人所得税上の適用上の帰属ルールの概要
- 仏国との租税条約が締結されているかどうかに応じた、外国証券等への直接投資から仏国の居住者である個人が 稼得した外国所得に対する二重課税の調整措置の概要
- 仏国の規制投資ファンド(FCP や SICAV のような French Undertaking for Collective Investment in Transferable securities fund (UCITs fund))を通じて間接的に外国証券等へ投資をした仏国の居住者である個人が稼得した外国所得に対する二重課税の調整措置の概要

2. 仏国個人所得税上の帰属ルール

仏国の国内法49または仏国が締結している租税条約の条項に基づき、仏国の居住者とされない個人は、仏国国内源泉の所得(仏国に所在する不動産からの賃貸収入等)のみが対象となります。一方で、居住者である個人は、国内源泉または国外源泉であるかに関わらず、全世界の所得およびキャピタルゲインについて仏国の所得税が課されます50。

その結果、国外源泉の所得について、外国において源泉税その他の税金が課されているかどうかにかかわらず、仏国 の税務上の居住者である個人は、原則として、全世界所得に対して仏国の所得税が課されます。

外国で課税された国外源泉の所得は、租税条約がない場合には国内法により、租税条約の条項がある場合は当該条項により二重課税の調整メカニズムの対象となります。

仏国の居住者である個人投資家に支払われた国外源泉所得に対する二重課税の調整措置は、仏国との間で締結された適用可能な租税条約が存在するか否かによって異なる可能性があります。

- 租税条約が存在しない場合、仏国の国内法上、所得課税の一般原則に従って個人に支払われた総所得から (収入に関連する費用として)源泉地国で課された外国税を控除することが認められています(「所得控除方式」) 51。この方法は、仏国が外国税額に等しい税額控除を付与していないため、二重課税を完全に調整するもので はありません。
- 仏国との間に租税条約が締結されている場合、仏国では、原則として仏国の居住者である個人に対して、その 所得に対して仏国で課される税額を上限とした、外国税額控除が付与されます(「税額控除方式」)。

3. 外国直接投資から得られた金融所得に対する二重課税の調整措置

適用可能な二重課税の調整方法は、仏国との間の租税条約締結の有無により異なります。

3.1. 租税条約がない場合

二重課税の調整および財政浸食防止条項を含む租税条約がない場合、二重課税の調整は、主として受益者の居住地 国の国内法によることとなります。

⁴⁹ Article 4B of the French tax code

⁵⁰ Article 4A of the French tax code

⁵¹ Article 13 of the French tax code

本報告においては、外国証券等(株式および/または債券)の配当、利子および外国証券等のキャピタルゲインといった、 異なる種類の投資所得について記載します。

配当

- 仏国での課税ルール

仏国の税務上の居住者である個人が受け取る外国配当は、累進税率(年間所得が 152kユーロを超える部分については 45%)より仏国において所得税の対象となり、また、15.5%の社会保障付加税が課されます(うち 5.1%は所得税上、翌年の所得から控除可能です)。

仏国との間に租税に関する相互行政支援を含む租税条約を締結し、かつ、EU 加盟国に所在する納税者である法人が配当金を支払った場合、課税標準ベースで 40%の基本控除が適用されます。40%の基本控除は、外国で法人税課税済の利益から支払われる配当に対する二重課税の調整を目的としています。従って、仏国が租税条約を締結していない国から国外源泉所得を受け取った税務上の仏国居住者は、40%の基本控除の適用を請求することができないことが想定されます。

40%の基本控除は、配当金の総額に適用され、所得税上でのみ適用されます(社会保障付加税上は考慮されません)。

さらに、250kユーロ(単一納税者)以上または 500kユーロ(共同納税者)以上の所得に対しては、3%または 4%の高収益者特別賦課金(exceptional contribution on high revenue、「ECHR」)が課されます。

仏国の居住者である個人または支払取扱者は、源泉徴収義務がある場合、配当支払日の翌月 15 日の前に、21%の見込源泉所得税および 15.5%の社会保障付加税を支払われなければなりません。

上記見込源泉所得税は、所得受領後、累進税率により計算される最終的な所得税から、前払税金として控除されます。

2017年の累進所得税率は以下の通りです

- o EUR 9,710 まで:0%
- o EUR 9,711 EUR 26,818 : 14%
- o EUR 26,819 EUR 71,898 : 30%
- o EUR 71,899 EUR 152,260 : 41%
- o EUR 152,260 超:45%

- 外国税額控除方式

仏国の国内法上、仏国の税務上の居住者である個人に支払われる国外源泉所得は、仏国においてその総額から、特に外国の所得税等の費用を控除した額が課税されます。租税条約が存在しない場合に仏国の国内法上適用される所得控除方式は、税額控除法と比較して完全に二重課税を排除するものとはなりません。

外国税を損金算入する場合の計算例:

配当収入: 100

外国の源泉税:35

手取額: 65

課税標準: 65(100-35)

フランスの税金:41.925(所得税率 45%、社会保障税 15.5%、EHCR4%)

課税総額:76.925 税引後利益:23.075

利子

- 仏国での課税ルール

仏国の税務上の居住者である個人が稼得する国外源泉の受取利子は、累進税率による所得税課税に加え、15.5%の 社会保障付加税が課され、さらに 3%または 4%の EHCR の対象となる場合があります。

居住者である個人が受領した仏国源泉の利子は、仏国の居住者である個人または支払取扱者に、源泉徴収義務がある場合、24%の見込源泉所得税(配当同様、15.5%の社会保障税も課されます)の対象となります。配当と同様、法人所得税に対する当該24%の源泉税は、(最大45%の)累進税率により計算される最終的な所得税から控除可能です。

配当と同様、租税条約がない場合、仏国の国内法では、源泉地で徴収された源泉税を収入金額から控除した後の金額に課税が行われます(所得控除方式)52。

仏国が租税条約を締結していない国において課された外国源泉税に対する仏国での税額の計算は、配当に関する上 記計算例と同様です。

外国証券の譲渡によるキャピタルゲイン

仏国の税務上の居住者である個人により認識される外国証券等の譲渡に伴うキャピタルゲインは、納税者が株式を保有していた期間に応じて比例的に割合が変動する所得控除(「taper relief」)を控除後の金額について、(最大 45%の)累進税率により仏国の所得税の対象となります。15.5%の社会保障付加税、および 3%または 4%の EHCR も適用されます。

原則として、所得税上適用される taper relief は、納税者の有価証券保有期間が 2 年未満である場合には 0%(限界 実効税率は 62%)、納税者が 2 年から 8 年の間有価証券を保有している場合は 50%(限界実効税率は 39,5%)、納税者が 8 年以上証券を保有している場合は 65%(限界実効税率は 32,7%)となります。

⁵² Article 122 of French tax code

課税標準は、資産の譲渡価額から譲渡費用、税金、購入価格および売却費用を控除した差額として計算されます。

租税条約がない場合において、法人が所在する国においてキャピタルゲイン課税が行われた場合、当該外国税は、仏国の税務上、課税標準から控除可能なものとされます。従って、キャピタルゲインに係る課税標準は、海外で課税される税額分、減少することになります。

しかし、殆どの国においてはキャピタルゲインが売主の居住地国でのみ課税されることとされているため、売主による保有がその外国における租税法上、株式の大量保有とみなされる場合(例えば、売却日前の特定の期間にわたり、納税者単独または家族等の関係者を含めたグループとして、法人の所定割合を超える株式を保有している場合等)を除き、実務上は殆ど見受けられません。

3.2. 仏国と源泉地国との間で締結された租税条約がある場合

個人が居住者とされ、かつ所得の源泉地である国と仏国との間で所得国との間で租税条約が締結されている場合、条 約上各種の金融所得に対し適用される特定の条項が課税ルールに適用されます(配当、利子等)。一般的には、配当 の場合は、二国間での課税権の配分が行われますが、利子所得に関しては、一般的に課税権の単独行使が認められ ています。

仏国が締結した租税条約の多くは、外国税が源泉徴収された場合、その源泉税率は条約が定める率を超えることはできません。仏国では、個人である納税者に対して、その所得に対する仏国の税額を上限として、外国の源泉税額に等しい金額の税額控除が受けられます(税額控除方式)。

配当

国外源泉所得に対する二重課税を調整するために、仏国の税務上の居住者は、一般的に租税条約の規定に従い、当該所得に対する仏国の税額を上限に、外国において課される源泉税に等しい額の税額控除が受けられます(つまり、税額控除額の上限は仏国での税額までとなります)。

実務上、納税者は受領した配当の総額を報告しなければなりません。税額控除額は源泉地国で徴収される税額と通常は等しくなりますが、適用される租税条約において認められている源泉税率を上回ることはできません。ただし、源泉地国の源泉税率が低い、または源泉税をまったく課されなかった場合、税額控除が租税条約において認められている源泉税率以下の額、またはゼロとなる可能性があります。

さらに、控除税額は、これらの配当に関して支払われたであろう仏国の税額を超えることはできません。

自主申告に基づき所得税が課される制度が採用されており、納税者は事前あるいは申告時に所定の書面や証明書等を添付することなく、納税者は税額控除による利益を享受することができます。しかし、事後的な税務調査の過程において、仏国の税務当局は、納税者に対し、源泉税が実際に条約に従って源泉徴収されていることを証明する文書の提供を依頼する場合があります。

外国税額控除は、外国所得(所得税および社会保障付加税上)に対する仏国の税額が上限となっているため、超過額が発生することはなく、従って、繰越し/繰戻しに関する規定はありません。

外国税額控除の計算例:

総配当:100

外国での源泉税(条約): 15

納税者手取額:85

課税標準: 85 + (85*17,7%) = 85 + 15 = 100

フランスの税金:44(40%基本控除後に 45%の最高税率、社会保障税 15.5% および最大 4%の EHCR)

税額控除:15

フランスでの課税: 29 全体での課税: 44

純利益:56

結果として、配当は総額ベースで申告され、仏国において条約上の税率による外国税額に等しい(その収入に対する仏国の税額を上限として)税額控除が付与されます。税額控除は、個人所得税の申告後、仏国税務当局によって計算されます。最終的な仏国における税額控除額は、仏国における税務申告書の提出後、仏国税務当局によって発行される納税通知書により提示されます。

利子

仏国が署名している租税条約は、課税権を配分するものも一部あるものの、殆どの居住地国に独占的課税権を与えています。

適用可能な租税条約の規定において、仏国のように、納税者の居住地国に独占的な課税権を付与している場合、外国 の源泉地国には課税権がないため、税額控除は認めらません。しかし、租税条約において源泉地国に課税権が認めら れている場合、仏国では、配当に関するものと同様の税額控除(上記を参照)を行うことで二重課税を調整することになり ます。

原則として、配当と同様、利子収入に対する税額控除は、租税条約に基づき、源泉地国で徴収される源泉税(条約上の税率が上限となる)と等しくなりますが、利子収入に関して支払われる仏国における税額を超えることはありません(つまり、仏国の税額を上限として外国税額控除が受けられる)。

外国証券の譲渡によるキャピタルゲイン

仏国が締結している租税条約の殆どは、外国証券に対するキャピタルゲインについて、居住地国へ独占的課税権を与えています。従って、源泉地国において租税を徴収する権利がない限り、税額控除の問題は生じません。

しかし、租税条約の中には、企業が所在する国において、株式の大量保有とみなされる場合、他国に居住する納税者が稼得するキャピタルゲインへの課税が行われる場合があります。例えば、仏国においても、その納税者が保有する株式が大量保有であるならば、非居住者である個人が、仏国企業の有価証券売却により稼得するキャピタルゲインについて課税を行う場合があります。

殆どの国においてはキャピタルゲインが売主の居住地国でのみ課税されることとされているため、売主による保有がその 外国における租税法上、株式の大量保有とみなされる場合(例えば、売却日前の特定の期間にわたり、納税者単独また は家族グループのメンバーで、法人の所定割合を超える株式を保有している場合など)を除き、二重課税の調整は、実 務上は殆ど見受けられません。

株式大量保有条項が二国間の租税条約において存在している場合、仏国は非居住者である納税者による仏国に所在する法人の株式を処分することにより実現されるキャピタルゲインについて租税を課す権利を有し、逆に、仏国の居住者である納税者が外国法人の大量保有株式の譲渡により実現したキャピタルゲインについての課税権を失います。

しかし、後者のシナリオでは、仏国では、居住者が獲得した他の所得項目に関する課税所得に適用される実効税率を 判定するため、仏国の居住者である個人が稼得するキャピタルゲインを考慮する権利を引き続き有します(累進メカニズムの例外)。 租税条約によっては、海外で納められた税金に等しい税額控除も同時に認められる場合もあります(税額控除方式)。

4. 仏国の UCIT (FCP またはSICAV) を通じた外国証券投資

FCPとSICAVは、仏国の税務上、導管として取り扱われます。UCITファンド内の投資資産から得られた金融所得は、 UCITファンドを保有する仏国の居住者である個人納税者が直接収入を得たかのように課税が行われます。

その結果、仏国の税制上の観点から、もし UCIT ファンドから仏国の居住者である個人が稼得した金融所得がある場合、租税条約の規定の適用を受けられる可能性があります。

ファンドが仏国の居住者である各株主に割当てた金融所得は、その収入を受益者が直接稼得したかのように、配当金、 利子等として課税されます。受益者がそのように分配金について申告できるよう、その所得の性質および源泉地に従って分類されます(ファンドによる「クーポン・プラクティス」)。

「クーポンナージュ」53とは、FCP および SICAV が、仏国の当局およびその株主に対し、所得に関する情報(40%の基本控除対象配当、40%基本控除対象外配当、利子所得、源泉税および各項目に関する税額控除)を提供するために、所得の性質(配当、利子等)および源泉地(支払者の所在地)の内訳を記した調書を年度毎に、翌年の初めまでに提供しなければならないことを意味します。この情報は、仏国の年次所得税確定申告書提出期限の数ヶ月前(すなわち、遅くとも収入が受領された年の翌年5月まで)に、UCITファンドから株主に提供されます。

その結果、仏国の規制を受けた UCIT ファンドの仏国の居住者である個人株主は、直接投資から得られたかのように、 そこから生じた金融所得に関して、所得税課税の対象となります。配当および利子に関する上述の課税制度は、仏国の 規制 UCIT から生じた所得に対して同様に適用されます。

特に、UCITを通じて稼得した金融所得が、租税条約の規定に従って外国において源泉税課されている場合、UCITは税額控除の恩恵を仏国の居住者である個人納税者に移転することが可能となります。

同様に、UCIT は配当に適用される40%基本控除の恩恵も仏国の居住者である個人に移転することが可能となります。

© 2017 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

⁵³ Article 41 sexdecies D, Annex III of French tax code

調查対象国別報告書(4) Germany

目次

A.	はじめに	44
В.	一般的な個人向けアウトバウンド投資ストラクチャー	
1.	直接投資	
2.	間接投資	··· 45
C.	独国での課税と二重課税の調整措置	46
1.	株式への直接投資	46
	a) 外国で源泉税が課された配当所得に関する独国での課税	··· 47
	b) 国内法上の二重課税調整措置	47
	c) 租税条約上の二重課税調整措置	•
2.	債権/債券への直接投資	
	a) 国外源泉利子所得に対する独国での課税	51
	b) 国内法および租税条約上の二重課税調整措置	U
	独国の規制投資ファンド経由での間接投資	
	a) 独国の規制投資ファンドへの独国での課税	52
	b) 国内法上の二重課税調整措置	··· 53
	c) 租税条約上の二重課税調整措置	54
	d) 投資税制の改革	··· 54
D	キレめ	E E

A. はじめに

以下に、独国の税法上の二重課税の調整と、外国投資を行う個人投資家に対する独国の二重課税条約の概要を報告いたします。

本報告の範囲は、外国法人株式の保有または外国法人発行の債券に関する、独国の居住者である個人の、私的な投資を目的とした配当所得および利子所得の取扱いに限定され、B章に要約されている典型的なアウトバウンド投資ストラクチャーのうち、以下に関する一般的な税務上の取扱いと二重課税の調整措置についてを説明しています。

- 外国株式への直接投資。
- 外国債権/債券への直接投資。
- German Investment Tax act. 第 1 章第 1b 条における投資ファンドの要件を満たす規制投資ファンドによる 外国株式または債権への間接投資。

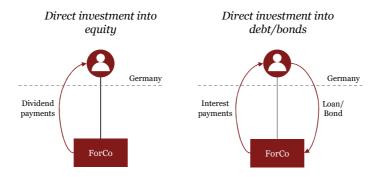
その他の投資ストラクチャーは、本報告の範囲には含まれません。さらに、本報告の範囲には、外国投資に関するキャピタルゲイン課税の取扱は含まれていません。受取利子に関する取扱いは、通常の受取利子のみが含まれます。サイレントパートナーシップや利益参加型ローン等の他の形態は、本報告の範囲に含まれていません。

この報告書は、以下の構成となります。B章では、一般的なアウトバウンド投資ストラクチャーの概要を紹介します。C章では、3つの特定のアウトバウンド投資ストラクチャー(上記を参照)に関する独国の課税の基本原則について説明し、国内法上、または租税条約上の二重課税の軽減の方法を説明します。D章では、前述の3つの投資構造に対する税制上の扱いと二重課税調整方法の概要を記載します。

B. 一般的な個人向けアウトバウンド投資ストラクチャー

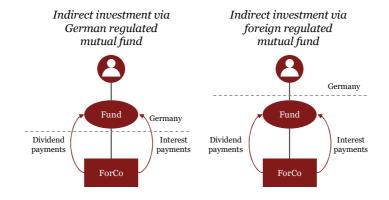
1. 直接投資

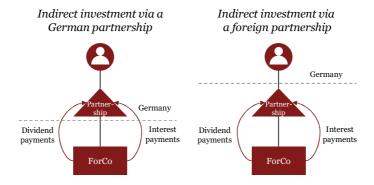
直接投資とは、独国の居住者である個人が直接、または当該居住者が関与する金融機関を通じて取得した場合における有価証券またはその他の資産への投資をいいます。独国の居住者である個人が外国法人の株式を取得する場合、独国の投資家は、直接配当を受けることとなります。投資家が債権/債券を保有している場合、投資家は直接的に受取利子を受け取ることとなります。次の図が、直接投資の2つの基本的な形態となります。



2. 間接投資

外国の資産への直接投資の他、独国の居住者である個人は、外国の資産へ、投資事業体を通じて投資を行うことも一般的です。次の図は、独国もしくは外国のミューチュアル・ファンド、または、独国もしくは外国のパートナーシップによる 典型的な投資ストラクチャーとなります。



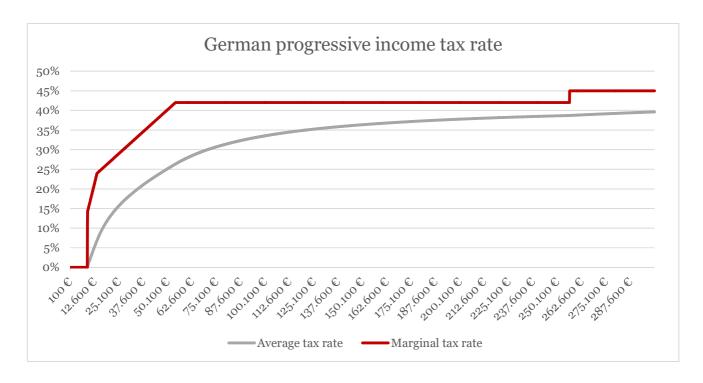


*投資ストラクチャー数の多さを考慮し、本報告書においては、スコープに従い独国の規制投資ファンドを介した間接投資のみについて議論しています。

C. 独国での課税と二重課税の調整措置

1. 株式への直接投資

独国に居住している、もしくはドミサイルを持つ個人は独国の居住者として課税の対象となります(独国所得税法「ITA」 第1条第1項)。独国の居住者への課税は、全世界所得について最高で45%の累進税率による課税となります。さらに、当該所得税には5.5%の連帯税および教会税(該当する場合は8-9%)が課されます。以下のグラフは、独国の平均および累進所得税率が、個々の納税者の課税所得によってどのように増加するかを示しています。



Source: PwC analysis.

a) 外国で源泉税を課された配当所得に関する独国での課税

独国の所得税率は累進税率(上記参照)ですが、独国国内および外国からの配当所得は、個人による投資目的での株式保有の場合、25%(連帯税を含めると26.375%)の定率で課税されます⁵⁴。外国法人の株式が独国に拠点を置く金融機関を通じて保有されている場合、金融機関は税金を控除しなければなりません⁵⁵。一方、株式が直接保有されている場合または外国に拠点を置く金融機関を介して源泉徴収されていない場合、納税者は確定申告において外国の配当所得を申告しなければなりません⁵⁶。経済的に関連する費用、たとえば保管料や資金調達費用は控除できませんが、代わりに、801 ユーロの一括控除を受けることが可能です⁵⁷。個人である納税者の連帯税を含めた累進税率が26.375%を下回っている場合、その低い税率が通常の税金確定手続きにおいて適用される可能性があります⁵⁸。

配当所得の 25%定率分離課税の例外として、一定の場合、納税者は、いわゆる「40%基本控除」を選択することができ、その選択に基づき配当所得が累進税率で課税されることとなります。この場合、その所得の 40%が課税標準から除外され、経済的に関連した費用は、その 60%が控除可能となります。この規定は、納税者が、(i) 当該配当を支払う法人の株式の少なくとも 1%を所有しかつその法人に勤務している場合、または、(ii) 当該株式の少なくとも 25%を所有している場合に限り適用が可能です59。

b) 国内法上の二重課税調整措置

25%定率分離課税における調整方法

25%定率分離課税が適用される場合、外国の配当支払法人によって源泉徴収された外国税に関する二重課税の調整は、外国の配当収入に課される独国の所得税に対する直接的な税額控除の形で行われます⁶⁰。

納税者は以下に該当する場合にのみ、当該二重課税の調整措置の適用が可能です。

- 納税者は独国の居住者としての課税を受けること。
- 配当支払会社は、外国に所在地または管理支配の場所を有すること。
- 配当所得に課せられた外国税が独国の所得税に相当すること(公表されているテーブルに外国税が掲載されている場合、独国の所得税に相当します)。
- 当該外国税課税が最終的なものであり、その後外国において減税の対象となる可能性がないこと。

 $^{^{54}}$ 1 s. 1 ITA, sec. 20 para. 1 no. 1 ITA

⁵⁵ sec. 43 para. 1 no. 6 ITA

 $^{^{56}}$ sec. 32d para. 3 ITA

⁵⁷ sec. 20 para. 9 ITA

⁵⁸ sec. 32d para. 6 ITA

⁵⁹ sec. 32d para. 2 no. 3 ITA

 $^{^{60}}$ sec. 32d para. 1 s. 2, 32d para. 5 ITA

税額控除は、各国外源泉所得に係る外国税額の25%までに制限されています(「項目ごとの制限」)。超過額を繰り越すことはできません。外国会社株式が独国に拠点を有する金融機関を介して保有されている場合は、(適用可能な場合には)その金融機関により二重課税の調整が付与され、源泉税額が減額されます⁶¹。それ以外の場合、sec. 32d para. 5 ITA による二重課税の調整は、通常の税務申告手続の中で行われます。

40%基本控除の下での税額控除方式

居住者が上記のように 40%の基本控除を選択した場合、二重課税調整は sec. 34c ITA により、上記と同様の要請に基づき、直接外国税額控除の方法により行われます(「税額控除方式」)62。

sec. 32d para. 5 ITA (25%定率分離課税)においては、個別の所得毎に二重課税の調整措置が行われる(つまり、各配当所得に対して税額控除が個別に適用されます)一方で、sec. 34c para. 1 ITA における税額控除は「国毎」に付与されます。「国別控除限度額」とは、外国の税金が、納税者が所得を得る各国毎に別々に決定される金額の最大値までしか控除できないことを意味します。

この計算上、全世界所得には、独国の所得税法上付与された個々の所得控除(例えば、子女控除等)のすべてを考慮した独国国内源泉所得と国外源泉所得の合計額となります。全世界所得に対する独国の所得税額は、個人所得税における累進税率(上記 C.1 参照)に基づいて計算されます。国 A から派生した所得には、その国で課税が免除されている所得は含まれません。

この算式は、外国税額控除の過大控除による独国における税収減を避けるために、納税者の全世界平均の税率までしか控除することができないことを意味します。以下の表は、以下の3つの異なるシナリオ別に控除税額がどのように計算されるかを例示しています。

A: 独国の平均所得税率=外国源泉税率

B:独国の平均所得税率<外国源泉税率

C: 独国の平均所得税率>外国源泉税率

シナリオ	全世界所得に対す る独国の平均所得 税率	外国所得	外国源泉税率	外国源泉税	最大控除額	控除可能 外国税額
A	35,0%	30.000	35%	10.500	10.500	10.500
В	35,0%	30.000	40%	12.000	10.500	10.500
С	35,0%	30.000	20%	6.000	10.500	6.000

⁶¹ sec. 43a para. 3 ITA

.

 $^{^{62}}$ sec. 34c para. 1 ITA, sec. 34c para. 1 s. 1 ITA

外国の源泉税率が独国の平均所得税率を上回る場合(シナリオ B)、外国の源泉税は部分的にしか控除できません。 シナリオ C の外国の源泉税率が独国の平均所得税率よりも低い場合、外国の源泉税は全額が控除可能です。しかし、 この場合、税額控除のメカニズムにより、外国の所得が、独国においてより高い税率で課税されることになります。独国 の平均所得税率が外国の源泉税率に等しい場合(シナリオ A)、控除可能額は外国の源泉税に等しくなります。

40%基本控除の下での所得控除方式

sec. 34c para. 1 ITA による外国勢税額控除を付与するための要件が満たされている場合、納税者は、課税標準から 当該外国税を控除することも選択できます(「所得控除方式」)63。この選択は、外国ごとに、別々に行うことができます。 外国税は、外国所得が独国の所得税法上課税免除とされない場合に限り、所得控除が可能となります。結果的に、 40%基本控除(経済的に関連する費用の 40%が所得控除できません)の下では、外国税の 60%のみが控除可能となります。

殆どの場合、外国税額控除方式がより有利ですが、一方で、例えば、全世界的所得に対する独国の所得税が、純損失となっているためにゼロであるとき等、所得控除方式が納税者にとって有利となる状況も存在します。この場合、外国税額控除方式では税額控除ができない(かつ、繰越されない可能性がある)のに対し、所得控除方式の場合、税務上の控除として調整を受けることができます。納税者が独国の居住者課税の対象であるが、税額控除の要件が満たされていない場合(例えば、外国で納税された税金が独国の所得税に相当しない、外国の税金の支払先が所得の源泉地と異なる場合等)、税務当局は、職権で所得控除方式を適用します64。

40%基本控除の下で免除方式と一括課税方式

税額控除または所得控除方式の適用が、経済的に意図された適切な結果をもたらさない場合、ケースバイケースで、適二重課税調整に関して2つの代替的方法、すなわち、独国課税の免除(「免除方式」)または外国所得に対する一括課税(「一括課税方式」)が存在しています⁶⁵。いずれの方法も、(i) そのような方法の適用は、独国の対外取引を円滑化する(例えば原材料の供給を保証する)か、または、(ii) 通常の方法の適用が「特に困難」であることが必要となります。

免除方式の下では、外国所得に関する独国での課税が、部分的または完全に免除される可能性があります。

独国財務省により発行された一括課税方式に関する行政命令66によれば、一定の国外源泉の非受動的所得に対する 税率は、その外国と租税条約が締結されていない場合、申請をすることにより25%とされる場合があります。しかし、外 国株式等に直接投資する独国人個人の配当所得は、この規定の適用対象となりません。

 64 sec. 34c para. 3 ITA

 66 10 April, 1984, BMF IV C 6 – S 2293 – 11/84

⁶³ sec. 34c para. 2 ITA

 $^{^{65}}$ sec. 34c para. 5 ITA

c) 租税条約上の二重課税調整措置

独国の租税課税条約における一般的な二重課税の調整方法

原則的に、租税条約は独国の国内法に優先します⁶⁷。その結果、国内法上の税額控除方式の要件(sec. 32 para. 5 ITA による 25%定率分離課税、sec. 34c para. 1 s. 1 ITA による 40%所得基本控除)は、通常、租税条約に定められる要件に置き換えられます。

租税条約に従った場合、以下のようなケースが想定されます。

- 独国において外国の配当所得を免除し、税額控除は適用しない(40%基本控除制度の下では、国外所得は累進税率の判定上考慮されます)。
- 独国において配当所得に対する外国税に関する税額控除が可能であるが、特定の租税条約が優先し、かつ、それが独国の規則(前述 25%定率分離課税による場合の、項目ごとの制限における控除限度額の判定または 40% 基本控除制度が適用される場合の国別の限度額)により補完される場合(つまり、租税条約に特定の規則が含まれていない場合)。
- 二重課税が回避されず、国内法上のルールは引き続き適用される(税額控除方式または所得控除方式)。

みなし外国税の税額控除

独国が締結する租税条約の一部では、国外源泉配当に係る税金の実額によらない「みなし」税額控除が認められている場合があります。仮定額(国外所得の一部)が、「納付外国税」と取り扱われます。このようなみなし税額控除方式の目的は、通常の控除方式では、国外配当について最終的に独国で高所得税率による課税が行われてしまうことを避けることにあります(C章.1.bのシナリオ B参照)。源泉地国が、意図的に独国の投資家に対して税制上の優遇として源泉税率を低く設定している場合、独国で高所得税率による課税が行われてしまう場合、財政的に望ましいものでないことがあります。通常の税額控除のメカニズムを通じ、独国において国外所得について高税率で租税を賦課することにより、意図した税制優遇措置の効果をなくしてしまうことになるからです。

みなし税額控除は、sec. 32d para. 5 ITA or sec. 34c para. 1 ITA に基づき、通常の税額控除が付与されるのと同じ方法で付与されます、つまり、「項目ごとの制限」または「国ごとの制限」(C 章.1.b における算式(1)参照)がそれぞれ考慮されることになります。みなし税額控除が認められた場合、納税者は当該みなし税額の所得控除を選択することはできません68。

⁶⁷ sec. 2 of the German General Tax Code

 $^{^{68}}$ sec. 34c para. 6 s. 2 ITA

2. 債権/債券への直接投資

a) 国外源泉利子所得に対する独国での課税

原則として、独国の居住者である個人が稼得した国外源泉の受取利子は、25%定率分離課税(上記 C.1.a 参照)の対象となります。支払の取扱者が独国に拠点を置く金融機関である場合に限り、源泉徴収が行われます。

例外として、以下のような場合に、受取利子が累進課税の対象となることがあります(この場合、経済的に関連する費用 は全額控除可能です)

- 当該利子の債務者が関連者であり、当該利子費用を独国において所得控除している場合。
- 利子支払法人の株式の少なくとも 10%を所有する居住者である個人に利子を支払う場合。
- 一定のバック・トゥー・バック・ファイナンスの場合。

b) 国内法および租税条約上の二重課税調整措置

国外源泉の配当所得と同様の原則に基づき、国内法および租税条約上の二重課税調整措置が認められています。

3. 独国の規制投資ファンド経由での間接投資

a) 独国の規制投資ファンドへの独国での課税

集団投資資産の様々な形態に関する概要

「投資資産」(「Investmentvermögen」) に対しては、特別な税制が適用されます。独国投資税法 (The German Investment Tax Act、「InvTA」) では、投資資産には、Undertakings for Collective Investments in Transferable Securitie (「UCITS」) および Alternative Investment Funds」(「AIF」) ならびにこれらの株式が含まれます⁶⁹。

EU Directive 2009/65 / EC の第 1 条に定義されているように、UCITS とは以下の事業体をいいます。

- 公募による譲渡可能な有価証券またはその他流動性のある金融資産への集団投資のみを目的とし、かつ、リスク 分散の原則に基づき運用されるもの
- 保有者の要請により、当該事業体の資産から直接的または間接的に買戻しまたは償還されるユニット。

AIF は、UCITS の資格を持たないすべての投資資産として定義されています。

独国の税法上、すべての UCITS および AIF が、「投資ファンド」("Investmentfonds")または「投資会社」 (「"Investitionsgesellschaften")」) に分類されます。投資ファンドとして取り扱われるためには、例えば、以下のような 基準が満たす必要があります⁷⁰。

- 投資の監督
- 投資家は毎年、株式を返還する権利を有する(株式が証券取引所で取引される場合、これを満たします)。
- ファンドの目的は集団投資であること、すなわち、ポートフォリオ内の資産についての起業経営および投資先企業 に対する積極的な影響力を生じさせないこと。
- リスクが分散していること。
- ファンドは、証券取引所またはその他の市場に上場されていない株式の純資産価値(NAV)の 20%を超えて投資しないこと。
- NAV の少なくとも 90% が適格資産への投資であること。
- 企業の持株比率が 10%未満であること。
- 借入に関する一定の制限に服すること。

⁶⁹sec. 1 para. 1 of the InvTA

⁷⁰ sec. 1 para. 1b InvTA

上記の要件を満たさないすべての投資資産は、パートナーシップ (partnership) 71 または法人 (corporation) 72 のいずれかとして組成される投資会社 (investment companies) 73 とみなされますが、これらの間接的な投資形態は本報告書の範囲に含まれていないことにご留意ください。

「投資ファンド」の課税 - 半導管性

基本原則として、投資ファンドは導管として扱われます。すなわち、所得は InvTA の特別規定に従ってファンドのレベルで決定され、(個人)投資家のレベルで課税されます 74。

わずかな例外を除いて、ファンドにおいて発生したすべてのタイプの収益(受取利子および不動産収入を含む)は、配当時に、個人投資家においては配当所得とされます。ファンドの利益は、ファンドの会計年度の終了時点または一部分配が行われた時点で分配されたものとみなされます。通常、当該所得は、個人投資家レベルで 25% 定率分離課税(および連帯税)の対象となります。 C 章.1.a) に記載されている例外(すなわち、特定の状況下では 40% 基本控除制度の選択)は、それに応じて適用されます。 国外源泉の配当および利子に対する独国の税金は、独国における支払の取扱者により、分配時(またはみなし分配時)に源泉徴収されます75。

しかし、このような導管としての取扱いは、ファンドが sec. 5 para. 1 InvTA に概説されているように、投資家に対して特定の情報提供義務(例えば、ファンドによって得られた所得の金額およびタイプ)を果たす場合にのみ付与されます。ファンドがこれらの義務を遵守していない場合、個人投資家は、(i) 暦年末の配当実額に加えて、(ii) 償還価格の少なくとも 6%を下限とする課税期間中における投資家の株式価値の増加益の 70%相当額についても課税されます。なお、(ii) の計算上、配当実額は控除されます。

Sec. 5 para. 1 InvTa において、ファンドは、その会計年度終了後 4ヶ月以内に独国連邦の官報に、投資家グループ ごとに特定の税関連情報を公表することがファンドに義務付けられています。各刊行物は、InvTa の規則が遵守される ことを保証するために、独国の認定税務アドバイザーが発行した証明書を添付しなければなりません⁷⁶。 証明書には特定の書式は必要ありませんが、投資ファンドの規格が独国の税法に準拠していることの確認を含める必要があります。

b) 国内法上の二重課税調整措置

InvTA に基づく国内法上の二重課税調整措置は、ファンドが sec. 5 InvTA.に記載された投資家への情報提供義務を遵守している場合にのみ付与されます77。

25%定率分離課税下での控除方法

 72 sec. 19 InvTA

⁷³ sec. 1 para. 1c InvTA

⁷⁴ sec. 2 para. 1 InvTA

⁷⁵ sec. 7 para. 1 InvTA

⁷⁶ sec. 5 para. 1 s. 1 no. 3 InvTA

 77 sec. 4 para. 2 \mbox{InvTA}

 $^{^{71}}$ sec. 18 InvTA

投資ファンドが導管であるとみなされる場合、ファンドを通じて得られた所得は、個人レベルでの配当所得となり、25%定率分離課税の対象となります。ファンドの株式が投資家の私的な投資目的での保有である場合、一般的には、40%基本控除(C 章.1.a 参照)は、ファンドを通じて得られる配当所得には適用されません。

Sec. 4 para. 2 s. 8 InvTA により、適用可能な通常の税額控除方式⁷⁸が規定されており、外国の配当支払会社によって源泉徴収された外国税に関する二重課税の調整は、上記の C 章 1.b)と同様の方法および要件により、当該外国の配当収入に関する独国の所得税からの直接控除の方式により行われます。

税額控除方式の代わりに、投資ファンドはファンドレベルで外国税額をの所得控除を選択することができます。そのような選択は、同じファンドのすべての投資に対して一貫して行われる必要があります。ファンドにおいて所得控除が選択された場合、投資家レベルでの税額控除は受けることができません。

c) 租税条約上の二重課税調整措置

投資税法に基づく二国間での二重課税の調整は、ファンドが sec. 5 para. 1 InvTA(上記参照)に記載された投資家への情報提供義務を遵守している場合にのみ付与されます⁷⁹。

租税条約により税額控除方式の適用が必要とされる場合、sec. 4 para. 2 InvTA(C 章 3.b) がそれに応じて適用されます。国内法上の税額控除方式では、「実額」の税額控除に限られていますが、租税条約では「みなし」税額控除が付与される場合があります(C 章 1.c 参照)。

租税条約により独国で国外所得の課税が免除される場合、ファンドを通じて生じた配当所得は、投資家レベルで課税が免除されます80。

d) 投資税制の改正

上記の事項は、現在の法律(すなわち、2017年まで適用される規則)に基づいています。2016年7月26日に制定された「投資税制改正法」により、独国の投資税制は2018年1月1日付けで改正される予定です。

⁷⁹ sec. 4 para. 1+2 InvTA

⁷⁸ sec. 32d para. 5 ITA

⁸⁰ sec. 4 para. 1 InvTA

D. まとめ

次の表は、前述の3種類の投資ストラクチャーに対する税制上の取扱いと二重課税の調整措置の概要となります。

投資 ストラクチャー	課税制度	25 %定率分離課税の場合 の二重課税調整措置	40 %基本控除の場合の 二重課税調整措置
株式または 債権/債券への 直接投資	 25%定率分離課税(一般的な非事業性投資の場合) 40%基本控除後の累進課税(一定要件下での配当金および受取利子) 	国内法:所得毎に直接税額控除租税条約:所得毎に直接税額控除(実額またはみなし税額)、もしくは課税免除	 国内法:国別の控除限度額による直接税額控除、所得控除、一括課税免除(放棄) 租税条約:国別の控除限度額による直接税額控除(実額またはみなし税額)、所得控除、課税免除、一括課税、もしくは課税免除(放棄)
独国の規投資ファンド*を介した間接投資	ファンドへの導管課税ファンドによって得られた 受取利子は、投資家レベル で配当所得25%定率分課税の適用可	 国内法:所得に毎直接税額控除、またはファンドレベルで所得控除 二国間調整:所得分類毎の直接税額控除(実際またはみなし額)、またはファンドレベルでの所得控除、もしくは課税免除 	• N/A

^{*}投資資産が独国投資税法の「投資ファンド」に該当し、ファンドが情報提供義を遵守している場合81。

© 2017 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

 $^{^{81}}$ sec. 5 InvTA